

## いじめ防止対策 市民意見募集結果(概要)

### 1 想定される条例の内容に関する御意見

設問	項目	意見概要(意見番号)
①責務・役割	市の責務	「いじめに関連した子育てに悩む保護者を孤立させない施策の策定」を追加(137)
	学校の責務	学校の安全配慮義務の徹底(3) いじめに係る学校関係者の責任の所在の明確化(33) 「保護者、地域に対し情報を提供する」を追加(42) 「いじめの未然防止」の追加(91) 自殺事例の遺族等に対する調査結果の情報公開(130) 「いじめがあった事実を隠蔽しない」の追加(137) より具体的な内容に(156)
	保護者の責務	定期的な子どもへの声かけ(19) 道徳を教える(21) いじめに加担しないように指導する(21) 具体的な例示の追加(40) 「いじめに加担しないように指導」に「援助」を追加(42) 市・学校の責務と同等に(60) 加害児童の保護者の責任の明確化(60) 保護者は「責務」ではなく「役割」でよい(126) 「保護者の責務」の削除(134、150) 「同じ人はいない、違って当然」ということの周知(156) 家庭の役割への言及(18)
	市民の責務	市民は「責務」ではなく「役割」でよい(126) 「市民の責務」の削除(134)
	子どもの役割	「他者への思いやり、周囲への関心をもつこと」の追加(19) 「子どもの役割」の削除(126、134、150、168) 「周囲の大人への相談」(「積極的な」を削除)(137) 「傍観者にならないこと、思いやり」を追加(147)
	その他	「責務」という表現は厳しい(113、134、168) 「教育委員会の責務・役割」の追加(137) 「第三者機関の責務」として、自殺事例の遺族等に対する調査結果の情報公開(130) 司法(警察)の責務・役割の明確化(43) いじめの加害者側の保護者に対する指導の強化(5)
	②具体的な取組	行動計画の策定
相談体制の整備		すでに実施しているため、規定は不要(135)
関係機関との連携		情報共有(136) 関係機関に学童・キッズ・塾の関係者を追加(71) すでに実施しているため、規定は不要(135)
啓発活動		啓発活動の実施時期の再考 ・学年替わりの年度前半(20) ・12月だけでなく6月にも実施(138) すでに実施しているため、規定は不要(135)
第三者機関の設置		メンバーに、市民団体を追加(79) メンバーに、法学者・法曹関係者を追加(90、97) メンバーに、PTAではない保護者・市民等を追加(131) 第三者機関の設置は不要(103、135)

設問	項目	意見概要(意見番号)
②具体的な取組	その他	<p>子どもの自発的ないじめ防止の取組の促進(56、136)</p> <p>子どもを遊ばせて交流する時間の確保(56)</p> <p>被害児童の安全確保と居場所づくりをすすめる(136)</p> <p>学校と家庭(保護者)の連携・連絡を密にする(23)</p> <p>いじめに関する教師の研修制度の設置(22)</p> <p>私立学校におけるいじめへの対応(145)</p> <p>いじめに関する各取組状況の情報公開(138)</p> <p>いじめ解決プロジェクトを学校ごとに策定(34)</p>
③その他意見	目的・基本理念等	<p>子どもの命を守ることを最優先とする(55、95、136)</p> <p>「いじめを許さない子ども社会の実現」ではなく「いじめを許さない社会の実現」に(160)</p>
	定義	<p>いじめは悪である(35)</p> <p>いじめと犯罪行為の区別(37)</p> <p>いじめの定義に「程度」の概念を加えるべき(133)</p> <p>いじめの判断に関する具体的な運用基準(18)</p> <p>いじめとは、当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの(136)</p>
	教育	<p>道徳教育の充実・強化(6、37、96、115)</p> <p>家庭教育の支援の充実・強化(37、96)</p> <p>専任教諭の配置(7、136)</p> <p>加害児童に対するケア(7、136)</p>
	施設の設置	<p>いじめ防止センターの設立(56、136)</p> <p>子どもが自分で相談できる窓口の設置(159)</p>
	罰則規定	<p>加害児童に対する罰則(35、37、84、85、89、96、97)</p> <p>加害児童の保護者に対する罰則(88、89、97)</p> <p>学校関係者に対する罰則(30、73、84)</p> <p>隠蔽に対する罰則(34、35、38、52、)</p>
	条例の運用状況の調査	(18、132)
通報制度の創設	(84)	

## 2 その他のご意見

条例制定反対(39、58、64、78、80、83、109、122、140、161、162)
少人数学級等により教師が子どもに向き合える時間の確保 (55、58、66、67、68、92、110、122、127、151、169)
競争主義的な教育制度からの脱却(56、58、71、94)

子どものいじめ防止対策に関する意見募集

受付No.	提出日	受付方法	年代	区名①	在住・在勤①	区名②	在住・在勤②	備考
1	3月2日	HP	40代	緑	在住			
2	3月2日	メール	30代	神奈川	在住			
3	3月3日	HP	40代	港北	在住			
4	3月3日	メール	40代	青葉	在住			
5	3月4日	FAX	10代	緑	在住			
6	3月3日	郵送	70歳以上	金沢	在住			
7	3月5日	HP	30代	港北	在住			
8	3月5日	HP	40代	鶴見	在住			
9	3月5日	HP	60代	金沢	在住			
10	3月4日	郵送	60代	磯子	在住			
11	3月5日	郵送	70歳以上	戸塚	在住			
12	3月9日	メール	60代	青葉	在住			
13	3月10日	HP	40代	栄	在住			
14	3月8日	郵送	70歳以上	港南	在住			
15	3月12日	HP	30代	泉	在住			
16	3月12日	HP	40代	港北	在住			
17	3月13日	その他	無回答	無回答				来庁により口頭意見
18	3月14日	HP	30代	都筑	在住			
19	3月14日	HP	40代	市外	在住			
20	3月14日	メール	無回答	無回答				
21	3月14日	HP	50代	瀬谷	在住			
22	3月15日	HP	40代	市外	在住			
23	3月16日	FAX	60代	南	在住			
24	3月16日	HP	40代	瀬谷	在住			
25	3月16日	FAX	70歳以上	瀬谷	在住			
26	3月17日	HP	40代	港北	在住			
27	3月18日	持参	無回答	無回答				3/21追加資料持参
28	3月17日	郵送	70歳以上	磯子	在住			
29	3月19日	HP	50代	市外	在住			
30	3月19日	メール	60代	磯子	在住			
31	3月18日	郵送	70歳以上	戸塚	在住			
32	3月18日	郵送	60代	港北	在住			
33	3月18日	郵送	50代	港南	在住			
34	3月21日	メール	20代	南	在住			
35	3月22日	HP	40代	西	在住			
36	3月20日	郵送	60代	港南	在住			
37	3月25日	FAX	40代	旭	在住	旭	在勤	
38	3月25日	FAX	70歳以上	戸塚	在住			
39	3月25日	FAX	60代	戸塚	在住			
40	3月25日	FAX	70歳以上	戸塚	在住			
41	3月21日	郵送	60代	旭	在住			
42	3月21日	郵送	70歳以上	青葉	在住			
43	3月22日	郵送	70歳以上	戸塚	在住			
44	3月22日	郵送	30代	神奈川	在住			
45	3月22日	メール	30代	栄	在住			
46	3月24日	HP	70歳以上	市外	在住			
47	3月25日	郵送	40代	泉	在住			
48	3月24日	郵送	40代	栄	在住			
49	3月24日	郵送	50代	南	在住			
50	3月26日	HP	50代	市外	在住			

意見提出者数 101

集計

応募手段	
郵送	48
持参	1
FAX	15
メール	14
HP	22
その他	1

年代	
10歳未満	0
10代	3
20代	2
30代	13
40代	20
50代	12
60代	19
70歳以上	24
無回答	8

在住・在勤区(合計) ※重複カウントあり			
在住		在勤	
鶴見	6	鶴見	0
神奈川	3	神奈川	0
西	3	西	0
中	0	中	0
南	4	南	0
港南	14	港南	0
保土ヶ谷	1	保土ヶ谷	0
旭	3	旭	1
磯子	3	磯子	0
金沢	6	金沢	0
港北	7	港北	0
緑	2	緑	0
青葉	9	青葉	0
都筑	6	都筑	1
戸塚	7	戸塚	0
栄	7	栄	0
泉	4	泉	0
瀬谷	4	瀬谷	0
(市内小計)	89	(市内小計)	2
市外	6	市外	0
無回答	6		

51	3月26日	HP	30代	港南	在住			
52	3月25日	郵送	30代	鶴見	在住			
53	3月25日	郵送	30代	鶴見	在住			
54	3月25日	郵送	60代	鶴見	在住			
55	3月25日	郵送	70歳以上	鶴見	在住			
56	3月25日	郵送	70歳以上	都筑	在住			
57	3月25日	FAX	60代	栄	在住			
58	3月28日	FAX	無回答	無回答				
59	3月27日	郵送	30代	鶴見	在住			
60	3月26日	メール	無回答	青葉	在住			
61	3月28日	メール	40代	栄	在住			
62	3月26日	郵送	60代	栄	在住			
63	3月26日	郵送	40代	港南	在住			
64	3月26日	郵送	60代	青葉	在住			
65	3月27日	郵送	50代	都筑	在住	都筑	在勤	
66	3月28日	郵送	30代	栄	在住			
67	3月29日	HP	50代	都筑	在住			
68	3月29日	HP	70歳以上	旭	在住			
69	3月29日	FAX	50代	泉	在住			
70	3月29日	メール	70歳以上	市外	在住			
71	3月30日	メール	10代	青葉	在住			
72	3月30日	FAX	70歳以上	保土ヶ谷	在住			
73	3月30日	FAX	60代	南	在住			
74	3月31日	FAX	50代	港南	在住			
75	3月31日	FAX	40代	青葉	在住			
76	3月31日	FAX	50代	泉	在住			
77	3月31日	メール	40代	金沢	在住			
78	3月31日	メール	無回答	無回答				
79	3月31日	メール	無回答	無回答				
80	3月31日	HP	30代	神奈川	在住			
81	3月28日	郵送	60代	港南	在住			
82	3月28日	郵送	20代	港南	在住			
83	3月28日	郵送	50代	港南	在住			
84	3月28日	郵送	40代	金沢	在住			
85	3月28日	郵送	10代	戸塚	在住			
86	3月28日	郵送	30代	都筑	在住			
87	3月28日	郵送	60代	港南	在住			
88	3月28日	郵送	70歳以上	瀬谷	在住			
89	3月28日	郵送	70歳以上	金沢	在住			
90	3月29日	郵送	40代	港北	在住			
91	3月29日	郵送	70歳以上	青葉	在住			
92	3月29日	郵送	60代	港南	在住			
93	3月29日	郵送	70歳以上	西	在住			
94	3月29日	郵送	60代	都筑	在住			
95	3月30日	郵送	70歳以上	港北	在住			
96	3月30日	郵送	50代	港南	在住			
97	3月30日	郵送	70歳以上	青葉	在住			
98	3月31日	郵送	60代	港南	在住			
99	3月31日	郵送	70歳以上	西	在住			
100	3月30日	郵送	70歳以上	金沢	在住			
101	3月31日	郵送	無回答	港南	在住			

意見 No.	設問項目	意見	受付No.
1	①責務・役割	教育環境美化！	1
2	②具体的な取組	<p>校外のごみ拾い、掃除、草取り、草刈、選定、伐採を、生徒と教職員、保護者、地域関係者が、一体で、行う！            基本は、目隠しや植え込み全廃を、基本として、間伐、除伐する。林業方式。            自分は、自宅や通学路や城郷中学校の外側や近所の小道や駐車場を、掃除、ごみ拾い、草取り、草刈、選定、伐採し、きれいにしてきた。ほぼ毎日、してきた。            ポイ捨てが減った。これで、中学生から、慕われてきた。            これを、部活の奉仕活動、生徒会活動などで、週一回以上、すべきです。</p>	1
3	①責務・役割	<p>横浜市が「子どものいじめ防止に関する条例」を考えていらっしゃるということを今日知りまして、驚きと嬉しさを感じています。</p> <p>1①学校の責務 ②具体的な取り組み            ・いじめが発覚した場合、学校側は安全配慮義務を徹底し、被害者と加害者を学校内で接触させないよう、加害者は別室で指導を受け、それを徹底すること。            ・また、場合によっては、加害者児童を出席停止させること</p>	2
4	③その他意見	<p>現在、小5の子供が、小学校で 同じクラスの子にいじめを受けています。            数ヶ月間、登校した日は、必ず蹴る踏まれるの暴力や暴言を受けています。            最近になって、子供に打ち明けられ、担任の先生に相談しましたが、            担任の先生には、アザを確認してもらいましたが、2人を別室に分けることもなく、            被害者側に 色々な個性の子を認めて ひとまわり成長するように指導し、登校を促しました。            担任の先生の権限にも限界があるようですので、結果的には、加害者が通常どおり登校して            被害者のほうが小学校に行けない状態です。</p> <p>小学校での活動に意欲を持っている子が安心して通える学校になってほしいこと切に願います。            いじめ防止条例により、子供たちの悪の行いを止め 善の行いを進め、            横浜市がより一層明るい街になっていきますように。</p>	2
5	①責務・役割	<p>保護者責務の果たされ方は、保護者の知識・モラルに大きく依存すると思います。そこで、いじめに関する保護者の指導を強化していただきたいと思います。            例えば〇区のある中学校では、いじめによって同級生を不登校にさせるという事案が〇年にありました。しかし、加害者保護者は加害者生徒を反省させ、指導するといったことはせず、逆に「加害者生徒がいじめたことよりも、被害者生徒と加害者生徒を同じクラスにしている学校が悪い」といった発言を周囲にしております。また、被害者生徒は軽度の発達障害傾向がありましたが、担任教諭は被害者生徒の発達障害傾向がいじめの原因のひとつであると誤解されるような発言を、加害者生徒及び加害者保護者にしておりま            す。その結果、加害者家族のなかで、いじめ問題は被害者生徒の発達障害の問題にすり替わってしまい、加害者生徒及び保護者の問題意識は完全に欠けたままの状態となる結果を引き起こしています。            このように間違った知識・モラルを持った保護者は具体的に存在しております。子どもの考え方の傾向は、幼いころからの薫習(摺り込みの効果)によって育まれる部分が多く、そのなかで保護者が果たす役割は非常に大きなものがあります。本条例が、より強く保護者を指導できるような政策につながるような条例にしていきたいと考えます。</p>	3
6	②具体的な取組	<p>「他者への思いやりの気持ち」を子どもが身につけることを目的とした薫習を実現するための具体的な取り組みを期待しています。なかでもソーシャルメディアの活用は、地域社会・教師・保護者の連携を強化することや、退屈な道徳教育における注意持続力を高めるような効果があると思います。            話は少し変わりますが、ゴミ拾いに関するソーシャルアプリにピリカというものがあります。これは、自分が拾ったゴミの情報をソーシャルネットワークにアップロードして、「一人のゴミ拾い活動」が「何千・何万人による大きな活動」の一部をなしていることを実感させることを目的としたものです。また、ソーシャルメディアの面白さは参加者の持続力を維持することに効果があります。            従来型の道徳教育では、子どもや保護者が当事者意識を持ち、注意持続力を維持して参加し続けることが困難だったと思います。ソーシャルメディアはネットいじめの温床とも言われておりますが、社会に共有されている規範や行動指針を学び、体験するためのプラットフォームにもなり得ると思います。道徳・社会規範は社会と関わった実体験のなかで育むことが効果的だと思います。すでに個人と社会の関わりが希薄になってしまった現代では、社会との関係を比較的容易に意識することができる手段のひとつとしてソーシャルメディアの活用も、いじめ対策としての道徳教育に導入することを検討すべきであると思います。</p>	3

7	③その他意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での教育が重要。 例)「まさかうちの子が」と思っている保護者が多い。</li> <li>・親の認識が甘い 例)「うちの子は口が悪くて…」→加害者やその親にいじめの認識はなくとも「被害者が」いじめをうけている」と思った時点でそれはいじめである』という意識を保護者にも徹底させる。</li> <li>・専門常勤の配置 週一日のスクールカウンセラーなどでは把握は不可能。そもそもいじめをうけるような弱い子供は自らスクールカウンセラーに相談などできない。現場の大人が積極的に声をかけることが必須。</li> <li>・知能犯の子供が増加 保護者の影響もあると思うが、子供が「先生はあまり踏み込まない。」と思っている。「やっていません。相手の思い込みだとも思います。」注意されたりとあえず謝り、次はさらに陰湿にいじめを行う。 →大人、教師が最初から毅然とした態度で子供に接する。</li> <li>・教師と保護者の連携 体に危害を加えない限り、加害者の保護者に連絡しない教師が多い。教師から連絡がないと加害者の保護者は自分の子供が加害者になっていることがわからず注意することが出来ない。いじめは必ずエスカレートする。早いうちにその芽を摘むことが大切。「こんなことぐらいで…」は禁物。</li> <li>・子供の権利 いじめを受け学校に行けなくなった子供は教育を受ける権利を加害者から侵害されている。その認識も広めて欲しい。</li> <li>・市・学校と被害者と第三者機関の関係 学校・教育委員会と被害者の保護者の対立は子供のためにはならない。第三者機関は両者が対立する前に、どうすることが子供の為に一番良いのか、どうしたら建設的に協力しあい前にすすんでいけるかをアドバスする役割を担うべき。</li> <li>・加害者のケア 加害者をなくすことがいじめをなくすこと、ひいては被害者を守ることになる。先に述べた加害者への毅然とした態度の後には、その背景までも考慮した加害者への長期的なケア、見守りが大切である。 具体例…加害者に対し、スクールカウンセラーとの面談を義務づける。</li> </ul>	4
---	--------	--	---

8	③その他意見	<p>いじめを受けて、約5ヶ月間、学校の体制が整わずに安心して登校できず、ハートフルスペース止まりのまま。この先どうなるかわからない子どもの気持ちをぜひ、横浜市議会の力で、学校に働きかけて、普通に安心して学校に通える環境にして下さい。よろしくお願いします。</p> <p>私の気持ち 私は、いじめを受けて、学校に普通に登校出来なくなって、約5ヶ月がたちました。今、補習授業として、国語、数学、英語、理科、社会を放課後(月5日位)17:30～教えていただいています。まだ、みんなに追いつけないままです。でも、体育と技術と家庭科と美術と音楽は、全く補習授業を受けていないからとても心配です。みんなとは、すごく差がついてしまったと思います。体育などの5つの教科は一体いつ補習授業をしていただけるのですか？ただ、私が一番知りたいのは、みんなが私の受けたいじめについてどう思っているかです。</p> <p>あれから約5ヶ月たった今も私にはなんにもクラスの様子が変わったとか、私が行ったらどうなりそうだとかのお知らせがないので、教室に戻れるのかどうか分かりません。私は、みんなに自分の姿を見られないように、教室の中の様子をみてみたいくらいなのに、学校の先生方は、どうして私にクラスの様子や、学年全体の様子を詳しく教えてくれないのですか？私は自分の存在が消されているんじゃないかと不安でたまらないのです。</p> <p>そもそもまず、いじめの原因は、先生にもあるんじゃないかと思いました。私は、技術のM先生、体育のI先生、体育のN先生の授業は、みんな静かに授業を受け、それ以外の先生の授業は、先生をからかったり悪口を言って、授業を邪魔するクラスを見てきました。いじめの原因の1つは、怖くない生徒が思う先生が多く、いじめをしやすい環境になっているんじゃないかと思えます。考えてみると、私から見たら、先生は生徒と友達になりたい感じで、みんなをきちんとしつけたい気持ちが弱いという風に見えてしまいます。どうしてそう思うかというと、文化祭の合唱大会に向けての練習の時、パート練習中の時に私がパートリーダーだったソプラノは、確かにY先生の前でふざけて遊んでいました。けれど、Y先生は何も行動を起こさず、そういう人達を見て見ぬフリをしていました。私は、指揮者でもあったので、ふざけていて歌わない人達を注意したら、それをきっかけにいじめられました。</p> <p>それから、別の場面の音楽の授業で、クラス全員を集めて合唱の練習の最初の頃に、歌の練習をしていた時、クラスの3名が、私をからかっていました。それを見たので、私は授業の後、3人の名前を呼んで「いいかげんにして!!」と言おうとしたら、音楽H先生がその3人に注意するのではなく、私に「〇〇さん、あれはほおっておきなさい!」と言って止められたので納得出来ませんでした。その後、H先生は、3人に注意して下さったりしているんだらうと思っていたら、何もして下さらなかったのが残念でした。それが信じられないし、3人が私をからかっているのを見ているだけでした。なぜ、生徒に注意したり、教えたりする立場の先生が、黙ってただ見ているだけで、その事について何もなくていい立場の私がその人達を注意したりしなくてはならないのですか？指揮者という立場で、どうしたらいいかわからなくなりました。私は、合唱大会の練習と当日は真剣でした。それなのに、まじめに真剣に練習に取り組んでいた私が学校に行けなくなり、練習と本番を適当に流し、授業もまともに受けないし、私をからかい、けなすみんながなぜ平気で楽しく何もしなかったように学校に通えるのですか？</p> <p>意味がわかりません。納得いきません。</p> <p>私は、自分もきちんと学校に行って、勉強をして、学校であった楽しかった出来事を家で話したいです。今の私には、当時の中学校のままのイメージで「闇と地獄の世界」としか思えません。もう一度、私にとって中学校は「楽しく、人と人が信じあえる、いじめも何のトラブルもない世界」と思えるようにして下さい。私は、2年生になったら、学校にちゃんと行かれるのですか？私は、中学校3年間ずっと補習授業のままで、みんなと一緒に、体育も技術も家庭科も美術も音楽も総合も道徳も体験授業も、ずっと参加できないままなんですか？</p> <p>私は、中学校に入学した時は、中学校を怖がるどころか、ウキウキして、中学校に通うのが楽しみだったのに・・・</p> <p>今は、その時の気持ちがウソのように、中学校に行こうと思ったり、中学校の制服を着て歩いている人を見るだけでものすごい強い恐怖心がおそってきます。私の気持ちをそんなふうに変えてしまったのは誰ですか？</p> <p>私の気持ちをわかって、私によりそって、中学校生活をささえて下さるのは誰ですか？</p> <p>私の家族は、一生懸命私の心をささえて、普通にあたり前に中学校に通えるように、学校の先生方やいろいろな人をお願いしてくれています。</p> <p>〇〇中学校の先生方、お願いします。</p> <p>私が普通に学校に通えるようにして下さい。</p>	5
9	③その他意見	<p>「いじめ」を根絶なんかできない。ハマのマサゴと同じ。「いじめ」を顕在化する、公開することで対応することを目指すべき。</p> <p>精神・身体共に攻撃に対応し、苦痛を除く又は未然に防ぐこと。護身術を身につける。ディベートに勝つ訓練。</p> <p>カゲグチ、仲間はずれで自殺はないと考える。</p> <p>条例の基本理念?「いじめのない社会の実現」。泥棒のいない社会、フリコメサギにだまされない社会。お題目を唱える教条主義。</p>	6
10	①責務・役割	<p>こどもたちが忙しすぎる。他者への思いやりや、友情をはぐくむ時間が取れず、学齢期に成熟すべき共感性が身につけていないことがいじめ問題への大きな要素ではないだろうか。</p> <p>平日の授業時間を短縮し、放課後の余裕をもたすべく、土曜日の半日授業再開を横浜市へ希望する。</p>	7

11	②具体的な取組	いじめ問題の根本は、親の意識にあると考える。実際いじめを繰り返す子どもの親は、「お互いさま」「大げさ」「やられるほうに原因はある」という思考をする傾向にある。親の早期教育が必要ではないか。母親学級・両親学級・赤ちゃん会等で、小学校～のいじめの実態や、家庭教育の大切さを繰り返し説いていくべきだ。いじめが始まった時点での対応では遅すぎる。 また、近年増加している発達障害児へのいじめも大きな問題である。教員も、発達障害というものを理解できていないことが多く、社会性を身につけるべき大切な学齢期を無駄にしているケースがほとんどと思われる。児童生徒は、学校生活が一日の大半であり、学校において適切な対応や教育を受けられないことは大きな損失である。教員の障害への理解や、対応スキルの向上、その上で定型発達児と発達障害児がともに円滑に暮らせる学校づくりを目指してほしい。 いじめ加害者への出席停止等措置をとる場合、本人に合わせて保護者への教育プログラムも用意すべきである。家庭の子どもに及ぼす影響は大変大きい。	7
12	③その他意見	実際、身近なところで「変わった子は、周りの迷惑。特別支援学級に入れるべき」といった発言が多数聞かれる。〇区の小学校・中学校に子どもを通わせている親が「ああいう子と一緒にいることが他の子にとって迷惑だから、うちの子がいじめでも仕方がない」といった発言をしている。 自分にとって異質なものは排除して当然、という考えが蔓延しており、場合によっては学校や児童相談所等機関が協力して、家庭への働きかけをなすべきケースが増えることと思う。 クレームを恐れずに、厳格な対応をとることも必要であろう。	7
13	①責務・役割	よいと思う。	8
14	②具体的な取組	「いじめ防止会議」の人選について、具体的な規定が必要だと思う。当事者並びに密接な関係にある者を排除する裁判における「忌避」のようなものも必要。責任者の不正には罰則も要するのでは？	8
15	③その他意見	大人が「いじめる側にも人権」があるなどと言っているから、いじめがなくなる。いじめは犯罪である」という毅然とした大人の態度がなければ、子供たちはいじめを続ける。今のいじめは陰湿で過激。教師が見て見ぬふりをすれば、悪いことだと思わずに遊び感覚で多数が一人をいじめてエスカレートする。いじめられる子にとっては「地獄」そのもの。 教師は、問題を解決せず、『ななああ』でいじめた側といじめられた側の子供を仲良くさせ、話し合い路線で片づけようとするような民主主義が、いじめを増殖させている。『民主的に話し合って解決しなさい』と言うのは逃げ。 教師は唯物論思想に染まって、まともな「善悪の判断」ができなくなっている。また、自ら犯した悪も、「バレなければ大丈夫」とばかりに隠蔽し、責任回避することが当たり前の感覚になっているのは恐ろしい。 他人が見ていなくとも「神様はすべて知っている」ということを教えることが、いじめをなくす一番の近道だ。	9
16	③その他意見	「目的・基本理念」に「いじめのない社会の実現」とありますが、人が人として生きていく、すなわち集団として生活していくことは、二人になれば喧嘩が始まり、三人寄れば文殊の知恵でなく派閥、仲間割れが起こる。あの人いやだな、あの人とはあまり合わないけどこの人とはなんとなく合いそう。このような感情を持つことは誰も起こりえます。そして、少しずつその気持ちのずれが増幅していく。そのような意味で、いじめという感覚・行為は、人が人として生きていく以上絶対に無くならないと思います。 ですから、「いじめを無くそう」、「いじめのない社会」、そういうキャッチフレーズではなく、いじめの心は、差別の心はいつでも自分の心の中に芽生えてくる。その根深いいじめの芽を注意深く、根気よく気をつけて観ていかなければならないと思います。子どもを見守る大人が、同じ視点にたち、子ども達に語り続けなければならない。また、子ども達も自分の心に問い続けなければならない。谷川俊太郎の「生きる」のフレーズにもある。「そして、かくされた悪を注意深くこぼむこと」とあるように。	10
17	③その他意見	グループの存在するところ、いじめあり、いじけありと思っています。老若男女を問わずです。いじけはいじめを増長させます。この募集は、学校のいじめに対する問いかけかと思えます。賢い人、賢い先生が目配りが大切だと思います。それと、居場所のない人、ない子の居場所をたくさん作ることです。ひとりではいられない人、ひとりではいられない子を守るよう、心やさしい人の出番が大切ですね。心やさしい人を演じるぶりっ子ではありません。心やさしい人を求めて下さい。ボランティアもむずかしいでしょうか。ぶりっ子ボランティアに集まられても困りますね。	11



18	③その他意見	<p>子どものいじめ防止対策に関する条例提案に関する市民意見募集チラシを拝見いたしました。子どものいじめだけでなく、児童虐待を含めて、痛ましい事件が日本各地で多発していることに心を痛めると同時に、その効果的な対策を講じるために何かできることはないかと考えており、今回意見募集に応じることと致しました。</p> <p>新聞等で、各種事件の発生や各地で承認された条例、国会に上程される予定のいじめ防止対策基本法の概要が報道されていますが、個人的には、いくつかの点でそれらの対策が不十分だと感じています。</p> <p>第一に、いじめ防止に“公”で対処しようとする点が多々見受けられる一方で、家庭の役割に対する言及が少ないように思います。いじめ防止対策に社会的な支援を必要とする点については論ずるまでもないことですが、大津市の第三者委員会の報告書にもありますように、生徒達は「生徒に向き合う時間をたくさん作ってほしい」「僕たちと遊んでほしい」と先生に訴えています。この点については、(児童であればなおさら)両親への訴えでもありとされますし、子どもの個性にあったきめ細かな対応ができるという点では両親に勝る存在はありません。正面から向き合ってくれ、時には甘えさせてくれる両親がとても重要です。</p> <p>同報告書では、教員・学校・教育委員会等家庭外の機関・機能に対する提言が列挙されています。これは他の条例でも同様ですが、一番身近な存在の両親に対する提言等は見当たりません。子どもが両親に安心してより掛かることができれば、心の荒れも寂しさも癒されることと思います。徒らに“公”の役割のみを拡大することは上策ではないと考えます。横浜市の条例では、是非、身近な“私”である両親への呼びかけ(Remind)を盛り込んでください。</p> <p>第二に、地域社会の子育ての役割への呼びかけが弱いことです。指針の策定や第三者組織の設置は認識の共有及び早期発見・事後対応の点から重要ですが、長期的な視点では「いじめが起きにくい土壌」作りが求められ、その役割を果たす双璧は子どもを乳幼児期から長く育む両親(家族)と地域社会です。これまで地域社会が担ってきた子育て機能が劣化したといわれて久しくなります。自助・共助・公助中、家庭の役割は自助、地域社会の役割は共助に当たります。横浜市では、地域社会の責務が定められるとともに、いじめ防止啓発月間の設定が予定されているようですが、子育て機能の回復には多面的で息の長い取組が必要です。現代における他の社会問題を解決していくためにも、気付いた時の声かけ等の日常的な活動を強化するよう(あるいはそのような呼びかけが両親や子ども自身から否定的な受け止め方をされないよう)、是非教育と呼びかけをしていただくようお願いいたします。</p> <p>以上は、各地域の対策等を見て感じたことですが、第三に、いわゆるいじめっ子の心理・精神状況についても念頭に置いて条例の内容を考えていく必要があると考えます。ここでは、加害者という事件性の色彩が強くなるので、あえていじめっ子という表現を使わせていただきました。</p> <p>これまでの報道や調査結果等を見ると、被害者の心理状態に触れた記事・記述は一部見受けられたものの、加害者がどういった心理状態にあったのか、その乳幼児期からの生育環境がどうであったのか等について触れたものは精読していない所為が寡聞にして知りません。それは、加害者が未成年であることやプライバシーの問題があって公表できない所為かも知れませんが、この点の調査結果の分析に基づく防止対策を欠かすことはできません。なぜなら、加害者がいなければ被害者は存在し得ないからです。もし、乳幼児期に十分に甘えさせてもらえなかったために人間としての成長に歪みが生じた結果いじめっ子が増加したのであれば、乳幼児教育に携わる人々に注意を促す必要があります。あるいは、両親がそのような時間を確保できないことが問題だとすれば、社会的な支援策を講じることも、時間はかかりますが、有効な未然防止策になります。幸い、専門委員会(第三者機関)には心理学等の専門家も参加されるようであり、条例案確定に先立って、意見を聴取していただければと思います。</p> <p>もし、個人情報保護法その他の法的制約によって現状では調査に限界があったとすれば、いじめ防止対策基本法や条例等で調査委員会に権限を付与できるように規定する必要があります。それから、本件に限りますが、一国民又は企業人として常に感じていることは、導入された仕組みが設計通りに運営されていること、時間の経過や社会の変化により制度がいつしか風化しがちだということです。PLAN-DO-CHECK-ACTIONというサイクルを取り入れ、定期的なモニタリングを実行でき規定を条例の中に盛り込むようお願い致します。</p> <p>最後となりますが、常に運用の段階で解釈が分かれ、法律や条例に定める定義だけでは実際の判断ができないケースが発生します。そして、誰も最終判断を下さないうちに時機を失することがありますので、条例を定めるだけでは不足であり、いじめの判断に関する運用基準(例:反復性、悪化の進行度等)をできる限り具体的に定めるようお願いいたします。それでも、現実的には制度策定の時点ではあり得なかったことが起きます。この点でも定期的な見直しは欠かせません。</p> <p>以上、参考にいただければ幸いです。</p>	12
19	①責務・役割	<p>「保護者の責務」について、定期的な子供に声を掛けて学校や学級内での様子を聞くなど、アンテナを張っておくように心掛けるという趣旨の内容を加えてはどうでしょうか。「子どもの責務」について、他者への思いやりに加えて、周囲への『関心』も持つという文言を加えてはどうでしょうか。</p>	13
20	②具体的な取組	<p>「啓発活動」について、毎年一定の時期に啓発月間を設けることは有効と考えますが、12月に設定するのは何らかの根拠があるのでしょうか？統計的なデータなどは分かりませんが、例えば学年替わりの年度前半に設定した方がより効果的といったことがあればそういったことも考慮して、単なるシンボリックなイベントにならないよう検討されてはどうかと思います。</p>	13
21	①責務・役割	<p>○保護者の責務 -道徳を教える。(例えば良い事、悪い事等) -いじめをしてはいけない事を教える。又、いじめに加担しないように指導する。</p>	14

22	②具体的な取組	・教師のいじめに関する研修制度の設置	14
23	③その他意見	・学校と家庭(保護者)の連携・連絡を密にすること。 ・保護者は、日常の子どもの態度、様子をよく観ることが大事だと思います。 ・条例の内容は大へん良いと思います。問題は具体的に何をどうやるかが大事だと思います。	14
24	①責務・役割	いじめに至るまでにはやはり何らかの原因があると思います。いじめる方もいじめられる方にも何かあるのだと思います。幼稚園児や小学校低学年くらいでは大きな問題にもならないのかもしれませんが小学校も中学年以上になると交友関係を壊さないためにいじめなければならなかったりいじめる側にもいじめられる側にも問題が出てくるので大きな問題に発展しない小さい頃からお互いを思いやれるように教育をしていくことが重要だと考えます。 まず、子供たちが信頼できる人を作ることが大重要だと考えます。両親が信頼できる人でなければならないことと身近な学校の先生は信頼される存在でないといけないと思います。友達も信頼関係が大事と考えます。	15
25	②具体的な取組	マッサージインスクールを幼稚園から小学校に取り入れていくのがいいのではと考えます。MISP(マッサージ・イン・スクール・プログラム)は就学児(4-12歳児)同士が学校で行えるように開発されたマッサージです。ペアになった児童が着衣のまま相手の上半身に10~15分程度のマッサージを行います。器具もマッサージオイルも必要とせず、場所を選ばない利便性の高いものです。今なぜMISP? 子供のいじめ、不登校などが連日報道される現代において相手に対する敬意を示すコミュニケーションツールとしてマッサージをとらえて、「マッサージをしてもいいですか?」と相手に許可を求めてから開始し、終了時には「マッサージさせてくれてありがとう」とマッサージを受けてくれた相手に対して感謝の気持ちを表す一連の流れがあります。対人関係のマナーを学び、関係性をどう構築するか学ぶのにふさわしいアプローチです。学級崩壊・反社会的行為へ走る子供たちのセーフティネットとしても期待できます。学年を超えて幅広い年齢層に対応することができるのです。マッサージをしていく中で先生や友達を頼ることも学べ、触れることから絆作りうまく行くと考えます。	15
26	③その他意見	マッサージを行うことでオキシトシンというホルモンが分泌されます。オキシトシンは分娩時に使うホルモンですがこのホルモンは幸福感を与えられるホルモンであり心が安定し、朝の会などでマッサージを行ってから授業に入ること子供たちも落ち着いて授業に参加でき、触れるというマッサージを行うことからのいやなタッチと良いタッチを自然に身につけられ人の痛みもわかるようになると言われています。ぜひ、これをいち早く取り入れて見てはと考えています。 我が子は赤ちゃんの頃からマッサージがよいと知り実施していました。我が子は不安定な時はマッサージを求めてきます。不安定な時ほど触れることが大事で自然に悩みを打ち明けられる環境ができると思います。学校の先生も一緒にやれば特に保健室の先生もマッサージしながら話を聞くと効果的だと考えます。	15
27	①責務・役割	責務・役割という観点はいじめ防止になじまない気がしますが、最低限、教育に携わる現場の先生たちには、いじめの芽を発見したら放置しないできちんと子どもたちに向き合うという役割を期待したい。	16
28	②具体的な取組	いじめの芽を発見したら、教職員の間で問題を共有し、被害者加害者双方から丁寧な聞き取りをして、場合によっては家庭も含めて解決の道筋をさぐる取組みをして欲しいと思います。	16
29	③その他意見	警察の介入や厳罰化では本当の意味でいじめを解決することにはならないと思います。対症療法ではなく、いじめる子もまた困っているのだという観点で温かい対応をお願いしたいと思います。	16

30	③その他意見	<p>昭和58年の横浜浮浪者襲撃殺人事件や昭和61年の中野富士見中学校いじめ自殺事件を風化させるべきではない。中学校の教師を変えないといけない。部活に入っていないと暇があると非行にはいる場合があるという考え方は違うと思う。非行は万引きやシンナー等に限らない。いじめは他人との人間関係である。教師がよくならないとだめ。手をさしよべないだめ。</p> <p>昭和61年の中野富士見中学校いじめ自殺事件では、子どもだけでなく担任も生徒をいじめた。小学校の先生ならこの事件は防げた。自分もいじめを受けた経験がある。他の先生に相談した方がいいとか精神病院へ行ったほうがいいなどと言われたが、全て答えになっていない。小学校の先生であれば、たとえいじめを防げなくても手をさしよべてくれる。自分は大人になってもいじめで悩んでいる。小中一貫校もいじめをなくすひとつの方法だと考える。</p> <p>昭和51年の横浜浮浪者襲撃殺人事件では、担任が生徒を相手にしなかった。中学校が、いじめは絶対に悪いということを教えない。なぜいじめっ子ではなく、いじめられっ子を怒るのか。</p> <p>想定される条例の内容は当たり前のこと。いじめは解決できなくても、登校拒否や自殺は防ぐことができる。自殺をすると残された家族が非難される。小学校は空気を読まなくてもよい自由さがある。小学校の先生には感謝している。</p> <p>中学校の教師については、いじめ自殺があったら懲戒にしてほしい。</p> <p>いじめ自殺で記者会見をする際に、校長等は出てくるが、なぜ担任は出てこないのか。担任も出るべきである。</p>	17
31	①責務・役割	<p>責務・役割の連携をフロー図で明示する必要があると思います。一例として、【学校側が生徒さんよりいじめ相談を受ける→学校側いじめの実態調査→いじめの処置および必要であれば保護者面談→悪質度高いによっては市および教育委員会に通知会議にかける】など。流れが分からないと、もし私が相談したい生徒さんの立場ならば、私の相談はどのように動いて対処されるんだろう・・・と不安に思い相談を留まるかもしれません。この流れを明示することにより、生徒さんたちに、いじめ問題に本気でいっしょに取り組んでいく準備ができています”ことを示せると思います。箇条書きでは、またいつもの感じが・・・と、せっかくの策定の効果が十分に発揮しきれないと考えます。</p> <p>保護者も非常に重要な責務があります。子どもは親を見て真似して育ちます。子どもは家で学んだこと(インプット)を、学校などでアウトプットすることが俄然多いわけです。昨今保護者の方々の「学校が悪い、社会が悪い」という声が聞かれますが、本当にそうでしょうか？と疑問に思うことがしばしばです。加害者の生徒は何か問題を抱えていることが多いと聞きます。親の不仲から過保護まで色々問題の種類はあることでしょう。また、いじめを傍観する生徒はそれはそれで色々な思いを抱えていることでしょう。保護者の方々それぞれご自身が、家での教育方法やお子さんとの会話を見直して、ちゃんとお子さんをまっすぐに見てあげる柔軟性を持たせることも一つの目標にすると、いじめ問題の減少に役立つと思います。「保護者の育成」は遠回りなようで近道のひとつだと考えます。</p>	18
32	②具体的な取組	<p>重要なことは、「だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくり」です。その為には、生徒さんが「自分は守られている」と実感することが大切です。</p> <p>今の問題は、いじめの事実が表面化するのに時間がかかりすぎ手遅れになったり、いじめられた生徒さんは精神的に苦痛を長期間強いられて生活しています。なぜ、いじめの事実を大人に相談しにくいのか？おそらく大袈裟になるのが嫌だからでしょう。子どもには子どもの世界があるから大人ではムリと考えてしまうのでしょうか。</p> <p>ここで、具体的な取組として、大人社会でも似たような救済システムがあり、多くの大人もシステムを利用し問題解決の手助けを受けている事例を生徒さんたちに教えるのが良いと思います。例えば、会社で倫理的・道徳的に問題がある、または目にした場合は、上司・人事部・企業トップなどに相談したり、労働局に相談し問題にメスを入れてもらい解決にもっていくシステムがあります。なぜ大人社会のシステムを話すのか？それは、大人も子どもだれもが間違いなく倫理規定に守られていることを伝えたいからです。また、こういったシステムを必要に応じて利用することは大袈裟でも絵に描いた餅でもなんでもなく、ごく当たり前の権利だと実感してもらいたいからです。加えるならば、過去にいじめ相談が困難を乗り越えて解決に至りクラス中に和やかな空気が戻ったなどの成功例を示すと良いと思います。</p> <p>もうひとつ具体的な取組として、既に学校卒業した元いじめ加害者、元いじめ被害者、元傍観者の方々で協力してもらえる場合、今大人になって当時を振り返ると、どう思うか？その当時のことがどのように今の自分に影響しているのか？などの対談など実名等伏せるなどして記録し(DVDや手記など)、学校集会などで可能なら保護者も参加して全員でその記録を見て、作文にまとめさせるなども良い一案と考えます。やはり、実際体験した方々の多角面からの話は効果があると思います。出来れば生徒さんが身近に感じられるように年齢の若い方々のほうが良いかもしれません。さらに、こうした作業は定期的に続ける必要があると思います。</p>	18
33	①責務・役割	<p>いじめが起きている現場である学校の責任、担任、校長の責任の所在を明確にしてほしい。</p> <p>いじめ予防、いじめ防止、解決は家庭も責任を負うと思うが、やはりいじめの具体的行為を止められるのは現場の教師である。</p>	19
34	②具体的な取組	<p>いじめ防止授業 いじめ解決プロジェクトを学校ごとに策定 校長が陣頭指揮をとる いじめ隠蔽防止のための処罰規定等</p>	19

35	③その他意見	いじめをやめようという理念だけでなくいじめは悪であるということをしかりと定義し、さらには行った場合は処罰もありえるという抑止力を盛り込むべき。さらには、隠蔽に加担した教師や教育委員会の処罰規定も抑止力として盛り込むべき。	19
36	③その他意見	1. いじめや体罰で先生の指導が委縮することがないようにすること 2. 学校に規律を回復すること 3. 児童生徒の道徳心を育成すること 4. 家庭の教育力を回復すること 5. いじめと犯罪行為を区別し、対応も分けること 6. いじめの内容を例示的、具体的に定めること 7. いじめなどの問題行動を繰り返す児童生徒に、出席停止や懲戒の措置を適切に講ずること 8. 道徳教育の充実強化、家庭教育の充実強化を定めること 以上、要望します。	20
37	③その他意見	1. いじめや体罰で先生の指導が委縮することがないようにすること 2. 学校に規律を回復すること 3. 児童生徒の道徳心を育成すること 4. 家庭の教育力を回復すること 5. いじめと犯罪行為を区別し、対応も分けること 6. いじめの内容を例示的、具体的に定めること 7. いじめなどの問題行動を繰り返す児童生徒に、出席停止や懲戒の措置を適切に講ずること 8. 道徳教育の充実強化、家庭教育の充実強化を定めること	21
38	③その他意見	大津市のいじめ自殺事件では、警察が押収した内部資料から、自殺の6日後には、校長が校内の会議で「いじめが自殺の大きな要因だった」と発言し、在校生へのアンケート調査から市教育委員会もいじめの存在を認めていたことが発覚している。学校側が保身のために「いじめ事実の隠べい」をした場合の責務と責任の取り方についての条文がほしい。 もとより「いじめは犯罪」だが、子供の尊い生命を守るためには、「いじめの隠べいも犯罪」という認識を周知徹底させるために、学校側や教育委員会に向けた処分を明確に定義すべきだと思う。たとえば、「教員が、いじめ行為に加担、黙認、参加した場合は、厳罰に処す。学校長、副校長、教頭などが教員のいじめ隠蔽を指揮したり、それに加担した場合は、当該教員より一段と重い厳罰に処す」、「いじめ被害児童生徒並びにその保護者は、教育委員会による不公正な指導により、いじめ被害が拡大、持続した場合、学校側、教育委員会側双方に対して損害賠償の請求ができる」。	22
39	③その他意見	いじめ防止条例の作成に反対します。こんなことに税金を使わないで下さい。役所は規則、罰則の法令をつくる事でアリバイ作りをしているのではないかと思います。いじめ問題は大人の現実社会を反映しているもので、子供達の不安が原因と考えます。競争社会、学業成績のみ重視、教師の過重労働による学力不足の子の指導ができない現状や、助け合いの習慣が作りにくい学校内の子供間や教師間の人間関係等々の状況の中で起きることです。まず、いじめの加害をする子達が、何故他人にストレスを与えないと自分が安定できないのか？彼等のかかえている「問題」を学校内で対応するシステム・力を作る事、被害者になってしまう子たちのケアを暖かい人間関係の中で解決をしていくべきです。そのための市民からの意見をもっと時間をかけて聞き、討論させる時間、機会を作る事が必要であり、外部からの第三者委員会などの機関をつくるべきです。もっと時間をかけて下さい！	23
40	①責務・役割	評価できるが「保護者の責務」の具体例を示して欲しい。	24
41	②具体的な取組	教員の多忙の中、会議が1つ増えるのは負担ではないか。 地域と一緒に、夜の会議や土日出勤という形にならないか。多忙に追い打ちをかけるようなものではないか。	24
42	①責務・役割	学校の責務に「保護者、地域に対し情報を提供する」を追加。 保護者の責務では、「いじめに加担しないように指導」に「援助」を追加。	25

43	①責務・役割	司法(警察)の責務・役割について明確にするべきである。学校や保護者は司法が教育現場に介入することを嫌うかもしれないが、いじめ被害者の人権を早急に保護するためには、司法の力を積極的に活用することが必要である。	26
44	②具体的な取組	警察による定期的な講習の実施と、出席停止にしたいじめ加害者の教育手段の確保が必要である。前者については、いじめの内容ごとに該当する罪状を具体的に説明(例えば、自転車を隠す→器物毀損等)する。学校や保護者は司法の介入を嫌う傾向があり、その結果として学校を市民社会の原則とは異なる空間にしてしまっていると感じる。いじめ被害が確認された場合に司法の介入も踏まえた対処手続きを明確にして欲しい。	26
45	③その他意見	<p>1、憲法秩序に対する基本認識と「いじめ防止条例」</p> <p>「いじめ」を語る前に、憲法の基本原理である「自由民主主義の政治原理」と「個人の自由及び権利」について認識を確かしておく必要があります。</p> <p>わが国は、憲法前文において自由民主主義政治原理を掲げ、これに反する一切の原理を排除すると規定しています。これが憲法に規定する統治の基本秩序であり、違反者には刑法「内乱に関する罪」を犯した者として刑事罰が科されます。自由民主主義に反する一切の原理とは、全体主義、社会主義、共産主義、Sino-centrism(華夷思想)、儒教独善階級主義等であり、これは明治憲法時代と同じであります。</p> <p>但し、個人の自由を前提としている自由民主主義でありますので、個人が自由を確かに享受するために「表現の自由」「言論の自由」等が条件として創設され、それらの創設された条件を「自由及び権利」俗に「個人の権利」と称し、それを国民が不断的な努力で保持すること、公共の福祉のために利用する限り、それらの自由は憲法第12条により保障されるとされています。</p> <p>「個人の権利」については、行政当局がこれに関与することは、憲法第12条により許されておらず、個人間の権利の争いごとは、中立公正な裁判制度に委ねるものとされています。仮に、個人間の権利の争いに行政当局が「個人の権利尊重」という美名の下に関与する場合、それは自由民主主義の否定、憲法違反・刑法に抵触するものとなります。</p> <p>次いで、「いじめ」とはどのような状態を言うのかについて、認識する必要があります。</p> <p>自由民主主義の下に自由であり同等であるべき「個人の権利」が、個人間あるいは集団間等において、一方の側が他方に対し意図的に同等でない差別することを陰湿に行ない、行われた本人が苦痛を感じていることを「いじめ」というと、思います。</p> <p>そこで行政職公務員(教育公務員を含む)がこれを同等にするように対応するならば、それは憲法第12条の規定に違反します。「いじめ」の当事者が、裁判所に訴訟を起こして解決するのが法の筋です。教育公務員も原則としてこの法筋を遵守すべきです。</p> <p>更に、法務省は、国が国民に差別があることを一方的に認めて、被差別者の権利回復即ち被差別者の個人の「自由及び権利」の尊重を図る「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」という、憲法第12条に違反する法律を制定しています。横浜市長はこの法律に則り、「横浜市人権施策基本指針」を制定し、これを義務教育学校の教育課程に採り入れさせる行政を行い、憲法第12条並びに憲法第26条2項に違反する行政を行っています。(国民の奉仕者たる政府機関が、主権者たる自国民や市民を指して差別者と断定して、差別を解消する法律即ちマッチポンプ法を作っている国は世界中どこにもありません。憲法に反する法律は、その効力を有しないと憲法第98条に規定されています。)</p> <p>差別やいじめを無くそうとする目的を持つ法律や市長指針が現存しているにもかかわらず、改めて「子どものいじめ防止対策について」意見募集をしたり、新たな「いじめ防止条例」の制定を検討することは、屋上屋を重ねることであって、法務省や横浜市長の行政そのものに根本的に誤りがあるということに気づくべきであると思います。</p> <p>現実の問題として、法務省や横浜市長が主導する「個人の権利尊重」を前提とした教育は、教師にとっていじめの行為者に制止すべく関与することも「個人の権利尊重」行動であり、反面、いじめを見過ごすことも「個人の権利尊重」行動であって、関与することが憲法第12条に抵触する恐れのあるものであれば、関与しないで放置する選択の方が賢明であることとなります。何か起これば教師が責任を問われる立場に置かれており、教師に精神を病む人が多い、その原因はこのあたりにあると思われます。</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「横浜市人権施策基本指針」は、全く無力な法制であることが明白となったのであるから、まずはこれらを廃止すべきです。その上で、憲法条文や確立された国際法規である国際人権条約(自由権規約、社会権規約)に沿ったキチンとした法令に準拠した条例を定め、健全な日本国民を育成する延長線上において、要すれば「いじめ防止条例」制定の要否を決めるべきであります。(続く)</p>	27

46	③その他意見	<p>ここに産経新聞から引用した文章を書きます。&lt;「よいとまけ」を歌った美輪明宏は、「学校教育に修身の授業を復活させるべきだ」と力説する。「いじめることは、自分はバカです、劣等感のかたまりです、醜い心を持った人間です、と言いつらしているようなもの。だからやめましょうねと全国一律で教えれば、きつといじめはなくなります」。「勉強ができた、お金があったり、けんかが強いから偉いんじゃないよ。人間で一番偉いのは、お天道様の前で胸を張って一生懸命生きる人なんだ。正直に生きることなんだ。だからお前は偉いんだよ」と。&gt;</p> <p>「いじめ」は、「個人の権利尊重」によって解決をはかることはできず、「基本的人権の尊重」換言すれば、規範意識や道徳心の向上・教育に解決の道を求めるべきであります。「いじめ防止対策」意見募集案内書に、「想定される条例の内容」&lt;責務・役割&gt;がかかれています。この問題はここに書かれている&lt;責務・役割&gt;を負う者達によって解決されると思われません。後述する如く「基本的人権尊重の次元」の問題と見做します。</p> <p>以下、そのためにはどう考えたらよいか、やや遠回りしながら述べてみたいと思います。</p> <p>2. 道徳と正しい歴史認識は不可分</p> <p>道徳とは、「人々が、善悪をわきまえて正しい行為をなすために、守り従わねばならない規範の総体」と、大辞泉にあります。人々が生きていく過程で、長い年月の内に培った習俗、習慣の中から、湧出した規範であります。民族や国によって規範が異なります。つまり、日本国の正しい歴史認識を帯さなければ、道徳教育は不可能です。（「個人の自由及び権利」の場合は、本をただせば国連が創設した条件でありますので、歴史認識は不要です。）</p> <p>わが国の場合で言えば、&lt;日本人は、古代より宇宙のあまねくところに神々が宿ることを信じ、あまねく人と自然、あまねく人と人との安寧を神々に祈る天皇をいただき、「和をもって貴しとなす」・「言挙げせぬ」国民性をはぐくみ、進取の気性をもって他国の文化を摂取しこれを同化しながら、清楚・冷静にして、義・勇・仁・礼・誠を尊ぶ習俗を形成して、独自の多様な文化・文明を生み出してきた。&gt;そのような歴史過程において、日本国民の道徳という規範が形成されました。</p> <p>仏教が西進して慈悲が伝播したキリスト教の聖書や回教のコーランのように、最初に定まった「法」があって、その下に道徳が形成された社会とは異なります。神道、仏教、キリスト教、回教、儒教等の中から、自分たちの教えになるものを抽出し採り入れた上で、ひたすらに安寧をお祈りする神道の精神によって、道徳と徳とが形成されてきたのです。明治時代に入り、わが国が近代国家として国際的に認められるためには、法律によって国家が治められる政治体制を創る必要が出てまいりました。そして、その法治国家の核に、国民の目標や国家の目標という「魂」を定めるべく日本の道徳観を凝縮してできたものが「教育勅語」であります。明治政府は、先ず「教育勅語」という「法」を發布した後、明治憲法と称される「法律」を制定しました。「教育勅語」は、特に戦前の英米の為政者や教育者に大いに賞賛されたのであります。</p> <p>第二次世界大戦末期にいたり、米国を中心として戦後の政治体制の枠組みとして国際連盟の解体と国際連合の創立が議論された時、わが国が国際連盟の時代において主張した世界秩序である、植民地支配反対、民族の独立が取り入れられて、その後中国、東南アジア、アフリカ等が白人の植民地支配から脱却し、独立を果たしました。それと同時に、日本人として見落としてはならないことは、国連憲章に次ぐ重要法文である国際人権条約の中で、明治憲法の「教育勅語」に相当する「法」を「Fundamental human rights」という概念に定め、これを締約国が尊重することを約束することになったのであります。その核心に据えられたものが、教育勅語と同じく「家族とその共同体の人々と伝統を尊重する」ことであります。</p> <p>明治憲法はいかなれば、「天皇神権説に基づく自由民主主義政治体制の憲法」でありましたが、戦後制定された現行憲法は、マッカーサー憲法草案と天皇の「人間宣言」とによりまして、「天皇と国民とが一心同体を成す(Unity)」とする、即ち「天皇と国民とを主権者とする自由民主主義政治体制の憲法」であるといえます。</p> <p>現行憲法前文には、自由民主主義の政治原理に反する原理は一切排除するとありますように、わが国は明治憲法に引き続いて全体主義、社会主義、共産主義、Dual Sino-centrism (中韓両国の華夷思想)、儒教独善主義を排除する国家であることには変わりありません。(続く)</p>	27
----	--------	---	----

47	③その他意見	<p>3. 「Fundamental human rights」(基本的大義)について  教育の目標が健全なる日本国民の育成にあると規定されているからには、日本国民にとって一番大切なものは何かが生徒に教えられなければなりません。それは、憲法全文103条文を読めば分かるとおり、憲法第11条にある国民の基本的人権に対する永久の保障(尊重とも言う)であります。ところが、憲法条文の中や、他の法文の中に基本的人権の内容を規定した条文がありませんので、内容は確立された国際法規である国際人権条約の条文に従うことになります。しからば、国連は、国際人権条約の「Fundamental human rights」の内容と「道徳」との関係について、どのように定めているのであろうか？  国際人権条約の中にある基本的人権の定義は次の通りです。  「recognition of the inherent dignity and of the equal and inalienable rights of all members of the human family is the foundation of freedom, justice and peace in the world.」  直訳文「国に認知された人間家族の全ての構成員の生まれながらに有する尊厳と、人間家族全ての構成員の同等で引き裂くことのできないRightsは、世界の自由、正義、平和の基本である。」  従って、これを基本的人権と翻訳しているが、意味からすると基本的大義と翻訳するのが正しい。又、同条約第5条によれば、「law, conventions, regulations or custom」についても、国によって認められ又は存するものも基本的大義とされています。  custom(習俗)が入っていますので、基本的人権は生まれながらに有するものではなく、人間の生活の営みの中で積み上げてきたものであることとなります。そこで、上記直訳文を翻訳すると、「基本的大義」とは、次のようになります。  翻訳文「父親、母親、児童から構成される家族とその共同体の全ての構成員の人々が、生活の営みの中で八百万の神を信じて培ってきた、習俗、宗教、伝統、文化、道徳、領土、財産、法律等で国によって認知された尊厳並びに、父親、母親、児童から構成される家族とその共同体の全ての構成員人々の固い絆で国によって認知された愛の心は、世界の自由、正義、平和の基本である。」  国際人権条約は、この認知された基本的大義について、同条約第2条において、国が国民に尊重し保障すると定めています。(「Each State Party to the present Covenant undertakes to respect and to ensure to all individuals within its territory and subject to its jurisdiction the rights recognized in the present Covenant.」)  ここで私たちは、牢固として抱いてきた誤解や文科省検定教科書の記述を改める必要があります。このため以下のもろもろの行政上の誤りを正す必要があると料します。  (1) 国が尊重しなければならない対象は、個人でも個人の権利でもなく、家族や共同体の人々と彼らが築いてきた習俗、愛の心等の基本的大義であるということでありませぬ。  (2) 基本的大義(=基本的人権)とは、生まれながらに持っている個人の権利ではなく、家族や共同体の人々が神々とともに歴史的に築き上げてきたものであることでありませぬ。  (3) 「自由と権利」は常に「基本的大義」を増進・擁護し、侵すことは絶対に許されませぬ。  (4) 個人、男、女は尊重の対象ではなく、それだけの属性で尊重することは法規違反です。  (5) 尊重すべき対象を国が認知(Recognition)するものと規定していますが、わが国の場合、国が国民の基本的大義として認知する制度も無ければ、認知したこともありません。我が国は、基本的大義の内容をキチンと認知していないので、他国から国民の基本的大義が侵されても、国家として反論する外交ができません。  (6) 基本的大義の増進、擁護を目的としない人権団体は公益法人の認定を取消すべきです。又、公共団体の人権同和課を廃止し、基本的大義認知課(仮称)を設置することです。(続く)</p>	27
48	③その他意見	<p>4. むすび&lt;「いじめ防止」条例について&gt;  憲法第26条において、教育は法の定めるところにより行われるとあるように、教育は憲法第11条の基本的大義の下で行われるものとされています。教育行政は、教育基本法、学校教育法等の教育行政法が整備され、その中に道徳心の向上を含む教育目標が具体的に定められています。従って、「いじめ防止」条例は、要すれば、教育基本法第2条(教育の目標)の下に制定され、第17条(教育振興基本計画)に反映させるべきであります。「いじめ防止」は、憲法第12条の自由及び権利や「個人の権利の尊重」の下に行われるものではないとする確たる認識を条例の中に示すべきです。  教育委員会は、良き道徳の指導書を選定して校長に与えるとともに、校長や教師に生徒に対する教育・指導の権限を付与し、教師が自信と誇りを持ってのびのびと職務に専念できる環境を整えることであります。その意味においては、教育公務員の政治的行為は国家公務員法第102条により、選挙権の行使を除く外、してはならないとされていますので、公職選挙運動は立候補届出前も後も一切禁止されていることや、法令の遵守を明記すべきと思います。  条例は、教師の職務を支援する形式とし、微細なことを書いて、教師を萎縮させてはなりません。学校の教育・指導力を超える悪質ないじめについては、校長の判断により機を逸することなく、刑事上の問題として警察の助力を得ることを条例に盛り込むべきであります。教育委員会は傍観することなく、校長と協調して事態の解決に当ることは当然であります。  「いじめ防止」条例は、教師が前記の歴史認識を帯し、国際法秩序及び憲法秩序に則して、基本的大義である道徳教育をもって対応する内容とすべきです。</p>	27

49	③その他意見	<p>本日横浜市市民局に提出した下記(市長陳情)の「写し」をお送りします。</p> <p>横浜市長 林 文子 殿 横浜市教育委員会委員長 今田 忠彦 殿</p> <p>憲法規定に基づく義務教育実施の陳情(市長陳情)</p> <p>1、陳情の趣旨 横浜市長並びに横浜市教育委員会委員長は、下記陳情の理由、経緯にのべるいじめ、差別の解消を図る教育行政を続けることは義務違反でありますので、正常な法の筋である憲法及び教育基本法の下に義務教育が行われますよう、正していただきたく陳情いたします。</p> <p>2、陳情の理由、経緯 民主党権発足依頼、教育行政の段階において、全国的規模で「いじめ」という個人間の権利の攻撃の問題即ち人権問題が急速に跋扈し、暴力、金銭・物品の強奪、加害者と直接戦う勇気の無い被害者と親、攻撃に耐えられない者の自殺、罪の意識の無い加害者、教育委員会、校長、教師の教育力不在、親の嘆きと憤り、警察の無責任、首長の無力が論じられています。これらのいじめ問題は、地方行政の問題として論じられてきています。いじめの問題を省みるに、もともとこれは文部科学省行政の下に、教育基本法の教育目標の中で、基本的人権に属する道徳を中心にして人格を形成することによって、健全な国民を育成することにより、解消を図ってきたものであります。ただし、道徳教育の徹底を欠いていた為に十分な成果を挙げてきたとはいえませんでした。しかるころ、平成7年「児童の権利に関する条約」の締結を機に、同条約が「手当を加えない限り法的に有効でない(外務省法務局談)」ものを、憲法第98条2項の「確立された国際法規(外務省人権同和課、法務省)」であるとの一部勢力の詭弁が政界を支配しました。この条約の第4条は、わが国憲法で言えば、第11条の「基本的人権の尊重」と第12条の「自由と権利の国民の不断的努力による保持」との本質的相違を曖昧に述べています。この曖昧さに乗じて一部勢力は、「自由と権利の尊重」あるいは「個人の権利の尊重」という概念をでっち上げて、自由民主主義憲法秩序を破壊し、全体主義・社会主義革命への足がかりとしたのであります。この条約に準拠して多くの各地方公共団体において、憲法規定に違反する「児童の権利条例」が制定されました。平成元年のころから一部勢力は、いじめを切り口にして社会に個人の権利の侵害や差別があることを立証させるべく、韓国・朝鮮人を使って各地学校や教育委員会を訪問させた上で、「差別の存在」を強引に認めさせ、横浜市においては「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」平成7年に制定させました。(県教委にも同様のものがあり、教育委員長は「効力は無い」と称しています。)これにより「差別の無い学校と社会を目指す人権教育の推進に十分生かされる(横浜市教委人権教育担当部長)」体制ができたはずですが。たまたみ込むようにして法務省は、平成8年人権擁護施策推進法を制定し、さらに平成12年、国が国民に差別があることを一方的に認めて、被差別者の権利回復即ち被差別者の個人の「自由及び権利」の尊重を図るという憲法第11条と第12条に違反する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しています。(続く)</p>	27
50	③その他意見	<p>この結果、いじめ、差別解消の人権教育は、文科省、教育基本法、教育委員会の下にあるもので無くなり、法務省、首長、首長の諮問機関の下に移行し法律で無い「横浜市人権施策基本指針」に基づき行われることになりました。このような人権教育は、憲法第26条「教育は法の定めるところにより行われる」並びに学校教育法第21条(教育の目標)の規定に違反します。しかも、いじめは、激しくなるのみで、人権教育効果は全くありません。法理に沿わない教育を強要される教師に、心を病む者の続出が止みません。以上</p> <p>なお、1、陳情の趣旨にある&lt;下記陳情の理由、経緯にのべるいじめ、差別の解消を図る教育行政&gt;を整理すると次の通りにて、いずれも公務員の憲法尊重擁護義務違反に該当するものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「個人の権利の尊重」の概念に基づく教育行政</li> <li>2、「児童の権利に関する条約」に基づく教育行政</li> <li>3、「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」に基づく教育行政</li> <li>4、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく教育行政</li> <li>5、「横浜市人権施策基本指針」に基づく教育行政</li> </ol>	27
51	③その他意見	<p>イジメのあるたびに思うのですが、まず校長、担任教師のたいまんです。1日1回全学年全教室、外の見回りがなっていない。椅子に座っている様な校長では多分これからイジメはなくなる。ある学校の校長先生は、全学年の顔、名前を知っているそうです。担任、校長、たくさんの給料もらって時間で帰る。これは許せない。こんなのが義務的になるのだったらやめろ。もっと探せばふさわしい先生がいます。立派な人がいます。ほんとうに馬鹿な校長が多い。こんなやつらはいらぬ。教育委員会のやつらもまったくだめ。これは私が一度たのみにいってことわられた事がある。金だけもらえばいいのか。もっと良く調べなさい。腹立たしい。</p>	28



52	①責務・役割	「いじめ防止条例」は「いじめ」のない学校の実現、安心して学べる場とすることを目的にする。「いじめ」は悪であり、人権侵害であることを認識する。子供が安全に学習する権利を守るために、いじめ被害者のケア、安全確保、いじめ加害者の指導、学校現場における「いじめ」の予防措置をする。学校での「いじめ」隠ぺいに対して罰則規定を設ける。	29
53	②具体的な取組	教職員に対する研修、生徒に対する教育カリキュラムの実施。定期的に「いじめ」についてのアンケートを実施。保護者むけに「いじめ」防止教育を実施し家庭での「いじめ」発見に役立てる。	29
54	③その他意見	道徳教育や偉人の生き方を学ぶ時間を充実させる。	29
55	③その他意見	<p>1. はじめに いじめとは、人間関係を利用しながら相手に恥辱や恐怖感を与え、思い通りに支配することです。その点で横浜市会こども青少年・教育委員会が想定される条例の内容で提示したいじめの(定義)はやや危機感が薄いという印象があります。なぜなら、全国ではいじめを受けた子どもが自殺に追い込まれることも多発しており、さらに多くのいじめ被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても後遺症に苦しんでいる場合があるからです。市会こども青少年・教育委員会のみならず、このような立場に立ち、併せていじめはどの学級にもあるといっても過言ではない実態にあるという認識を持って条例を制定していただきたいと、まず冒頭、お願いいたします。</p> <p>2. 事態打開のためには、緊急対策と、やや長いスパンで考えた対策との両面が必要です。以下の内容を条例に反映していただきたいと思います。 ①緊急対策として、まず何よりも優先して、とにかく子どもたちの命、心身を守ることを全面に掲げてください。具体的には、ア. いじめへの対策を後回しにしないことです。加害者はいじめを認めない、被害者もいじめに遭っていることを訴えないのが常識です。だから訴えやシグナルがあったときはそれが被害者本人からの場合とは言うまでもなく、いじめを知っている周囲の子どもからの相談であっても、相当深刻な事態になっていると考えなければなりません。それがどんなにささいなことのように見えても、「あした聞くからね」などの様子見の対応は手遅れになる可能性があります。訴えやシグナルがあった時は緊急に職員会議などを開いて、全教職員で情報を共有し、とにかくまずは、子どもの命を守る対応を考える。このような内容を条例に盛り込んで下さい。 イ. 次に具体的な指導内容として、 ・個別指導(いじめの程度によりますが、いじめられている子には当面、学校に来ないでもよい措置や医師の対応も含めた指導、いじめている子にはいじめを反省し、人間的に立ち直れるまでの徹底的なケアが必要。いじめた子への厳罰主義では、解決しない) ・学級単位、学年単位、全校単位での指導(無記名を原則としたアンケート調査・・・密告を奨励するものではないことを事前に徹底。さらにアンケート結果などをもとにくりかえし話し合いを持つなど) ・保護者対応(緊急保護者会などで、事実の報告と協力をお願い。家庭での子育てへの介入は家庭を息苦しい場にしていきます。その点で想定される条例の内容の(責務・役割)に○保護者の責務の項目がありますが、条例で義務付けることが許される内容なのでしょうか。)など、学校が創意工夫を生かして取り組めるよう、条例に盛り込んでください。</p> <p>②上記①よりは、やや長いスパンで考えるべき対策として、いじめの要因自体をなくすることが不可欠です。長いスパンといっても1～2年の期間です。 ア. 教職員がいじめに向き合い、その対応を十分に行える時間的余裕を保障することは不可欠です。子どもからいじめの相談があったのに、研究発表を数日後に控えている学校で、「あとでね」と対応が後手後手になり、取り返しの付かない事態になってしまったという深刻な話も全国では起こっています。誰のための学校、誰のための教育なのか、このような本末転倒の事態が生まれるほど、教職員の忙しさは深刻です。横浜もこの例外ではありません。横浜市教育委員会の責任で、研究発表や研究指定(校)を思いきって削減する措置など時間的ゆとりを学校現場に生み出すことを条例に盛り込んでください。 イ. また現在、国レベルで実施されている小学校1、2年生での35人学級を市の責任で中学校も含めて、他の学年にまで早急を実施して、子ども1人ひとりを学級担任がいていねいに見ることができるようにする。市としてすでに行っている、児童生徒指導専任教員の配置やカウンセラーの配置は否定しませんが、なんといっても学級が少人数になることで、授業や学級活動での子どもたちの様子を学級担任がじっくり見ることができること。このようなことが今、求められているのではないのでしょうか。この趣旨を条例にぜひ盛り込んでいただきたい。(続く)</p>	30

56	③その他意見	<p>3. 以下のような内容は条例に絶対に盛り込まないでください。 「いじめ半減」などの数値目標を条例に策定すること。このことが横浜市の教育行政の上意下達の体制とリンクして、いじめ隠しの土壌となり、数字の操作・隠蔽を助長します。その点で、想定される条例の内容の〈責務・役割〉○学校の責務の中に「教職員は…いじめ根絶に取り組む」とありますが、これが正式な条例では数値目標として提示されないだろうか、との危惧を禁じ得ません。</p> <p>4. 想定される条例の内容の〈具体的な取組〉で提示されている第三者機関の設置は基本的に賛成です。いじめ防止センターの設立(専門性の高い医師、心理の専門家、法律家、ケースワーカーで構成)。あわせて気軽にいじめ相談ができる(それのみに絞った)学校外の機関の設置も必要ではないでしょうか。</p> <p>5. 最後に いじめが起こる根本には、この国の子どもたちが毎日競争にさらされていることがあります。激しい競争原理が浸透している大人社会の反映でもあります。3歳から毎日のように習いごと(英会話、スイミングなど)をしている子どもはめずらしくありません。ある小児科医師は、診断で「ぼくはとても疲れています」と言う子どもと接しています。日本では30%の子どもが孤独を感じており、先進諸国ではダントツの比率です。全国学力テストの平均点1位を続けている秋田県では新年度4月の1ヶ月は学力テストの過去問とドリル漬けの授業が続きます。このような中で、日本の子どもたちは毎日、過度のストレスにさらされ、その結果、他者を攻撃する、いじめることで「解決」「発散」していることにはある意味で「必然」とも言えるのではないのでしょうか。したがってくりかえしになりますが、いじめは厳罰主義では解決しません。いじめを絶対に許さないからこそ、いじめた子どもの心情を聞き出し、解決の方向と一緒に考えることが重要です。解決の方向として、学校での自治的活動の活性化によって子どもたち同士での、いじめをやめさせる取り組みを促すこと、学級学年でもっと子どもを遊ばせて交流する時間を確保すること、さらには競争的な教育制度からの脱却などを条例に盛り込むことが必要です。</p>	30
57	③その他意見	<p>群団のあるところいじめありと思っています。ただし、それを感じる感じないには個人差があるのではないのでしょうか。群れる群れない、各々が群れない人同士であればいじめは少なくなるでしょう。幼児も学童も中高生も先生同士にも主婦にも老人にもいじめは見聞きます。お互いが賢くなること。それしか解決の方法はないのではないのでしょうか。みなさん、自分の心に問うてみてください。いじめはいじめでもありますよ。語り合せて意が通じなければ、意の通じる人をさがしたく求めたくなるでしょう。心をしっかりもって、いじめない、いじめないを折々に語り合うしかありません。学校の先生には、いちばんしっかりとりたいです。</p>	31
58	③その他意見	<p>そもそも法律や条例でこの問題について解決しようとするのはよくないと思う。 ①いじめは、いじめる側の子どもの抱えている辛さや環境についても、じっくりと取り組み解決しようとする教育的な働きかけも必要である。子どもの成長発展の過程で起きてきているととらえる。いじめられている子については、もちろんその辛さによりそい、心を開かせ、学校・保護者が連携する。何より「命を守る」という視点が大切。緊急避難的措置もとる。 ②教師を多忙にしている要因のうち、子どもに向き合う以外の不要不急な仕事を軽減する＝教育委員会、文科省の責務。何より35人以下学級を実現し、教師(正規教員)の数を増やし、子ども一人一人に目が届くようにする。社会の責務としては、過度な競争をいする受験社会を緩和する。保護者と教員が理解し合え協力できるよう、教委や校長が援助する。いじめに対するセーフティネットをつくる。</p>	32
59	③その他意見	<p>いじめられている子供を守るために無理をして学校にこなくてもよいなどの方法をとっている場合がありますが、いじめている子供の教育を受ける権利は守られているのに、いじめられている子供の教育を受ける権利は守られていません。いじめている子供の出席停止を施策に入れていただくことをお願いしたいと思います。先生方の業務に報告書提出が増えて、子供達の様子を見守る時間や余裕が減っているように思います。工夫と知恵でスリム化して欲しいと思います。</p>	33
60	①責務・役割	<p>保護者の責務を市や学校の責務と同じにし、加害児童の保護者への責任を明確にするべきだ。</p>	34

61	②具体的な取組	<p>アンケートについて、実際にいじめを経験したことがある人に絞ってアンケートをとり(市内でも県内でも全国的にでも)、1どのように解決したかったか、または解決して欲しかったか、2実際にどう解決したか、または解決できずに終わってしまったか、を聞いたほうが良い。専門家の意見だけでなく実際に体験した人の意見を取り入れることで実践的な対策方法が構築できる可能性が高まると考える。</p> <p>いじめ相談について、相談するということは「いじめにあった」ということを自分の中で具体的に認めると同時に、周りの人間に対しても「いじめにあった」ことを具体的に表明することになる。いじめられた子どもは「自分はみじめでなげない、こんな状況自体認めたくない、知られたくない」と感じる場合があり、相談するという行為を躊躇してしまうと考えられる。</p> <p>よって、いじめは犯罪にも相当する卑劣な行為であるということをはっきりと子どもに学校でも家庭でも指導するよう促し、それに加え、相談することは惨めな自分を知られることではなく、犯罪被害にあった自分を救済する正当な行為であると子どもに理解させておく必要がある。「いじめは悪いことだ、相談するのは当たり前」で済ませてはいけない。相談の方法について、横浜市以外にも他の団体や国家機関にもインターネットを通じて相談できるという事実を子どもに充分教えておく必要がある。相談することは必要だと理解できてもなお身近なものに相談しにくい子どももいるかもしれないからだ。</p> <p>その上で、相談したあとの具体的な対策案としては、まず、いじめられた子ども・いじめた子ども(特定できない場合その他の子ども)・その他の子ども、の3区分(もしくは2区分)に分け、それぞれ会わせないようにする。いじめられた子どもも一時的に周囲から隔離することがポイントである。いじめにあい相談した子どもは、さらにいじめられないか、又、周りのクラスメイトにどう思われるか、これから環境がどう変わるのかが心配であるはずなので、加害者が処分されるまでは周りとは会わさない方がよい。もちろんいじめの程度にもよるが、深刻な事態の時は絶対にそうするべきである。</p> <p>そして、加害者の処分が決定したら、処分の程度にかかわらず加害者は逮捕されないなら別の学校に移し、クラスに加害者は処分されたからいじめはいけないうことを十分周知させた上で被害者を元に戻す。</p> <p>以上のような対策でやりすぎな部分があれば無視しても構わないが、「被害者がさらにいじめられないか、又、周りのクラスメイトにどう思われるか、これから環境がどう変わるのかが心配」という部分は重視して欲しい。</p> <p>横浜市がいじめ対策の手本となるような対策を行ってくださいね。</p>	34
62	①責務・役割	<p>まずは現実的な話としていじめの要因をきちんと探るべきです。いじめはその子自身の問題もありますが、現在は保護者同士の人間関係が子供同士の人間関係に影響しいじめに繋がっているという事実をご存知でしょうか？東京ではすでに子供たちに影響するという理由からママ友禁止令も出ています。すべてのいじめの原因がこれではありませんが、地域の代表である市議員はこのくらいの事を知っていても当然だと思います。まずは現実を直視して下さい。</p>	35
63	②具体的な取組	<p>まずは保護者同士の人間関係を子供同士の人間関係に影響させないというテーマで活動をしているWhite Heart Supportから事例を聞いてみて下さい。○区ではこの事例で女子中学生が手首を切ってリストカットまでしています。</p>	35
64	③その他意見	<p>いじめから子供の命を守るためには条例を作ることではない。まず、教職員が子ども、保護者の声にしっかりと耳を傾け、教職員、学校をふくめた信頼関係を築く努力が大事だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰は絶対にしないこと。子供の心の傷として残る。</li> <li>・子どもたちがいつも教職員に見守られている安心できる状況をつくる。</li> <li>・どの子も見離されていないことを実感できるよう教職員が徹底して子供にかかわる。したがって、人間として成長すること、学問を差別、選別する教育ではなく、どの子も社会で健やかに生きていけるよう学校、家庭、社会が協力しあっていることが大事。「健康で文化的な生活を保障」できる社会が求められる。</li> </ul>	36
65	②具体的な取組	<p>いじめを思いとどまらせる「思想上の取組」</p> <p>大人も子供もストレス、欲求不満を暴力(精神的・物理的)で解消するのではなく、中・長期的展望をもって自分を高めるための基礎ととらえるような人間観、教育観を形成する。まず、ストレス、欲求不満を否定的なものではなく、その人のその時の課題であるという冷静な受け止め方ができるような訓練が必要。</p> <p>その上で、他の人を犠牲にして短期的に気分を解消する(いじめ)ではなく、その衝動を思いとどまって「我が道」を行く、という選択を奨励する。</p> <p>教材としては、逆境、イライラ、落ちこみ等の経験から、価値を見出した人の物語を語る。また、いじめを思いとどまっている段階の子供の心を理解し、がんばっていることを、大人が評価する。(子供同士でこのような悩み、ぐちと忍耐の経験を言え、そのひみつが守られながら、なぐさめが得られたら尚良い。)</p> <p>いじめの精神風土は貧しい一時の「利益」につられて自分の人間性(やその種や芽)をふいにすることが、いかにばかばかしく、損であるかを教えられたら、いじめはなくなるだろう。またいじめに対する恐怖がやわらぎ、いじめざるを得なかった子供に対する態度も柔軟になる。「いじめが悪い」と言ってもいじめに利益があるうちはいじめはなくなる。いじめは損、いじめの元から人間性が育まれることが幸せ、という考え方が広まることを望む。</p>	37

66	③その他意見	<p>「いじめ防止」のいちばんのきめ手は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一クラスの人数をすくなくすること</li> <li>・担任の先生の雑務を減らすこと、子どもへの接する時間を多くすること</li> <li>・担任の先生のパート化を解消すること</li> </ul> <p>だと思います。</p> <p>前々年度の教師への「いじめ」調査より前年度の子どもへの直接の方が1.8倍もあったということは、いかに子どもの実態を担任がつかみ切れないかということだと思います。</p>	38
67	③その他意見	<p>いじめ防止は生徒の話をよく聞き、よく見ることだと思います。先生があまりにも忙しいと子どもと接する時間(授業以外)が少なくなると思うので、クラスの人数はできるだけ少なくするのがのぞましいです。クラスに副の先生はおかないのでしょうか。</p>	39
68	③その他意見	<p>子どもへのいじめの実状アンケートの結果は教師へのアンケートの1.8倍あったという結果が報道されていた。</p> <p>いかに教師が多忙で目が届かないかを物語っていると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数学級を早期に実現</li> <li>・教師の数を増やすこと</li> <li>・教育に予算をかけること</li> </ul> <p>(教師のパート化で何とかしようなどんでもない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の雑用を減らして、子どもと向き合う時間を増やす</li> </ul> <p>(休み時間に子どもたちとおしゃべりしたり遊んだり)</p>	40
69	③その他意見	<p>いじめ問題は毎日の様に繰り返され多くの子供が傷ついているのではないかと思うと心が傷む。いじめられる側をクローズアップするが、いじめる側の心の闇を聞いてあげる必要性を感じる。原因は一番は親にあると思う。又自殺する子は心の病(うつ病)になっている場合もあるので全て学校 親が原因とも言えず、その子の性格から来る場合もあるので、これは防ぎようがない。</p> <p>いじめ防止対策、自殺防止対策といろいろ取組んでいるが、ここに書かれている対策では防ぐ事はむずかしいと思う。</p>	41
70	①責務・役割	<p>①市は教職員にあまり多くの責務をおわせず児童・生徒に接するゆとりをもてるよう配慮する。</p>	42
71	②具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>②学校長は、教職員が孤立することのないよう学校内で常に情報が共有するよう配慮する</li> <li>②保護者が学校に意見をいいやすいような工夫</li> <li>②全体として競争主義におち入らないようにする</li> <li>②行動計画、体制の整備等、今より忙しくならないように子どもと接する時間を確保する</li> <li>②関係機関の中に学童、キッズ、塾の関係者なども入れるようにする</li> <li>②家庭的にも経済的にも困難な家庭に援助する</li> <li>②教育委員会は教科書など片よった決定にばかり力を入れず、子どもの状態をよく把握する</li> </ul>	42
72	③その他意見	<p>加害者、被害者という捉え方ではなく、お互い自分の居場所を持っていると他者を圧することはないのではないかと常々考えます。</p> <p>居場所がない弱者が追いつめられるこのパターンがいちばん気の毒です。</p> <p>そして先生が気づかない見て見ぬふりをする。これがいちばん多い、大きな悪ではないでしょうか。昔々のはなしです。休み時間になるとみんな元気に外に出る。そういう中、どこか体の不自由な子がいて、いつもひとりて日向ぼっこをしてました。ひとりているのがすき、みんなそう思っていました。始業のベルがなると、みんなその子に「○○ちゃん」と声をかけて教室にはいるのです。</p> <p>いじめがもんだいになる時、あの頃は平和だったんだとこれを思い出します。</p>	43

73	③その他意見	<p>受けもつクラスの生徒が自殺した場合、担任も記者会見に教育長・校長・担任と一緒に同席し、懲戒免職なりの処罰を受ける事。小中高のうち、中学校の教師には、けじめ、思いやり、素直さ、謙虚さ等が欠けています。</p> <p>中学教師の人間教育をお願い致します。</p> <p>逆に小学校の教師の方が公務員・教育者・人間性として見ならう所があります。</p> <p>ただし、社会に通用する現実問題が苦手だと思います。</p> <p>その中で使える物は、立ってあいさつ、手を挙げての返事、頭を下げての礼儀等のビジネスマナーに通用する事だと思います。</p> <p>私本人、中学のいじめによって心の傷はもちろんの事、頭の傷、神経の傷まで発生して、高校・大学の入学も出来ませんでした。</p> <p>会社でのパワハラ等、15社位に勤務もしていました。</p> <p>もちろん結婚もしていません。</p> <p>中学のいじめが人生を大なしにしました。</p> <p>中学教師からも見はなされました。</p> <p>昭和62年7月から現在まで後遺症です。</p>	44
74	③その他意見	<p>最近、体罰やいじめが表面化されてマスコミで騒がれてますが今始まったことではありません。</p> <p>悪ふざけからエスカレートすることも多く加害者はいじめていることを自覚していない場合も多いと思います。</p> <p>いじめは警察も関わる事件であることを国民全体が理解していくことが必要だと思います。</p> <p>教育委員会の余ってる人がいるはず。足りなければ臨時職員など増やして授業中は担任の他にクラスに1人配置して休み時間も含めてクラスに大人が1人はいる体制を作るべきです。</p> <p>近隣のボランティアやアルバイトやパートにすれば、さほど負担も少ないと思います。</p> <p>被害者をこれ以上増やさないよい迅速な対応を希望します！</p>	45
75	①責務・役割	しつけと称して虐待している親を教育する役割は、社会教育にある。	46
76	②具体的な取組	<p>問題のこどもというのはいない。</p> <p>いるのは問題の親と問題の教師だけである。</p> <p>しつけと称して虐待する親がいじめっ子を作っている可能性がある。いじめっ子の親をひそかに調べてほしい。</p>	46
77	③その他意見	<p>幕末に日本に来た欧米人の記録を読むと「日本のこどもはいつもここにこして幸福そうだ。日本では子供は大切に育てられている」という記述が多くみられる。</p> <p>日本には、江戸時代までは虐待はなかったのだ。</p>	46
78	①責務・役割	<p>条例なんて要らない、学校の先生の「質」を上げれば良いこと。横浜市は、先生の質・学校の質を上げるべく、学校に予算を投入していかなければならない。☆地域をアテにされても困る。高齢化している地域の住民は自分たちのことで精一杯だ。子どものことどころではない。☆(特別)支援教育を市民ボランティアに頼るのも良くない。支援教育には専門知識や技量が必要である。それを市民に無償で任せるなんて市民を馬鹿にするのもいい加減にしてほしい。きちんと報酬を払うべきだ。&lt;&lt;注意&gt;&gt;質というのは学力ではない。子どもが子どもらしく学校生活を送ることができる・・・そのような学校環境を作ること。今の学校は学力に傾きすぎている。だから、勉強の苦手な子どもたちが生きづらくなったり、いじめの対象になったりしている。先生ご自身の学級運営力の低さを棚に上げておいて、クラスになじめなくなったり、クラスで疎外されてしまった児童・生徒に支援学級や支援学校を勧めるのは、本末転倒だ。点数が取れないからと、安易に特別な場所を勧めるのはそれは教師が障害者の生き方・生きざまをあまりにも知らな過ぎるからだ。勉強の得手不得手に関わらず、「全ての」子どもたちが安心して過ごせるクラス(普通学級)・過ごせる学校であるべき。</p>	47
79	②具体的な取組	<p>第三者機関のメンバーについて。「〜〜士」などの専門家だけでは、どうしても行政寄りになってしまう。メンバーには行政機関だけでなく、子どもの人権に関わっている市民団体を多数入れる事。親の会・市民団体の方が、より多くの解決データを持っているはずだ。</p>	47

80	③その他意見	<p>消費者庁のように、学校の全ての問題を解決する「学校庁」が必要だ。保護者が、学校への不満を持って行き・・・そして解決まで持って行ける学校外付けの第三者機関が必要。当然、今の学校(制度)では子どもの人権は確立されていない。現在、第三者機関の役目を果たしているのは「親の会」であったり「市民団体」であったりする。常に外部から学校を監督すること。教育委員会は身内だから役に立たない。私は、学校の先生がたの「嘘」に、たくさん触れてきた。騙されて痛い目にあっただし、危うく騙されそうになったことも有る。教育者なのに自分の身や地位を守るために平気で嘘を言う。また、勉強不足が甚だしい校長にも出会ったことが有る。勉強の教え方は知っていても、子どもの人権がわかっていない教師が多すぎる。</p> <p>うちは、子どもが被ったことは、全て親の会で解決できた。・最初入っていた親の会 ⇒ 月会費300円・現在入っている親の会 ⇒ 年会費2000円だから・・・月170円弱 現在入っている親の会は、学校・教育委員会・児童相談所・保健センター・青少年センターなど横浜市の管轄機関がどこも持っていないような情報も持っている。ほんと、専門家も条例も要らない。要るとしたら、警察と法律家。そして、要は、親。親の取り組み方次第だ。哀しいが、今の時代、学校を信じているは我が子を守るなんてできない。横浜市の先生は、子どもの本来の人権についてあまりにも疎過る。それは、横浜市の体質としてそうなのでしょう。神奈川県や神奈川県教育委員会に向いて、生徒の人権についてよく勉強をしてきてください。うちの子は今、県立全日制普通高校でとても幸せな学校生活を送っています。横浜市と神奈川県では、雲泥の差ですよ、先生の「質」が・・・ね。横浜市の学校に馴染めない時期があった子が・・・今では、無欠席無遅刻無早退。これはどういうことですかね？学校の質・教育の質・先生の質に問題が有るのではないですか。</p>	47
81	③その他意見	<p>「いじめを防ぐために」ということで障害(障害の状況がどのような状況であれ)のある子どもたち親子に支援学校や支援学級と勧めるのはやめてください。障害のある人をいじめめる方が間違っているのだから、障害児を別の所(支援学校、支援学級)に追いやって、それでクサイもの(=普通学級でのイジメ)に蓋をしていますよね。今の横浜は。それはとてもひきょうなやり方です。「普通学級に戻ったらイジメられますよ」「普通高校に行ったらイジメられますよ」「ヤンキーに、たかられる」「ヤンキーの手下にさせられる」な～んで、そんなこと平気で言っている中学校の教師・校長までもがいますけれど、それは大きな間違いです。そういうことを学校の教師が「体を張ってでも」「面倒臭がらずに」生徒・児童に伝えていかなくてどうする！！私は怒っています。神奈川県は「共に学び共に育つ教育・基本は普通学級」です。毎年数十人の障害のある生徒が普通高校(全日制含む)に入学しているが、そのようなとても大事な情報が横浜市の小中学校の先生に下りてきていない。県立普通高校の障害児たちはほとんど休まず＆皆勤賞で卒業した生徒たちもたくさんいます。神奈川県の学校・先生の方が、人権意識が高い。障害がある＝いじめられる＝いじめられないために支援学校支援学級というのは大間違いだ！即告、神奈川県教育委員会へ行き「神奈川の教育」を学んでください。神奈川県は支援学校高等部へ来る生徒が増えて増えて困っているぞ。</p>	47
82	③その他意見	<p>いじめっこは自分たちのころもいたが1人に集中せず、他々いて、不登校やおいつめられて自殺を考えることはなかった。今は心が弱い子どもと大人が多すぎる。地域やまわりでいじめについて話し合う場をもったり相談できるところをつくとよいかもしいです。いじめは全くゼロであるのか？原因が少しでもあるんじゃないかと考える。全くゼロとは通りすがりの人への無差別殺人とかわからないような気がします。いじめられた子も自分が相手にになにかしたのかとか考えることも必要だと思う。</p>	48
83	③その他意見	<p>かよっていた高校で娘がいじめを受けた経験があり、いじめ防止条例の意見募集パンフレットを興味深く読みました。いじめは絶対にいけないと考えますが、この条例で「いじめのない社会」を目指せるとは思えません。命の大切さを理解させずに、市として条例をつくったという実績を残そうとしている様に思えます。次世代の命がかかった問題を軽々しくマニュアル化して済まさないで欲しいと思います。条例には反対です。「いじめを許さない子ども社会の実現」は、自分達のをいじめを容認しない日本社会(大人社会)が存在しなければ、無理な話だと思います。生きる意味、命の大切さ等、一朝一夕では解決出来ない多くの人の意識を必要とする問題だと思います。</p>	49
84	②具体的な取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 加害児童への処罰(いじめの悪質さに応じ、退学・転校・停学・短期出席停止等。犯罪のようないじめに関しては、警察とも協議)</li> <li>2. いじめ行為に加担・黙認・参加した教員・学校長・副校長・教頭への処罰(懲戒免職・停職・免許剥奪等)</li> <li>3. 教育委員会の構成員の変更(学校と癒着していじめを隠蔽しないために、教員出身者を三分の一以下に制限し、民間人中心にシフトしていく)</li> <li>4. 通報制度を作る(学校内の窓口に加え、外部の専門家への通報ルートも作る。告げ口ではなく、通報するのが義務という認識に変える)</li> <li>5. 評価制度の変更(いじめを正直に報告し、解決させた学校・学校長・教員を「優良」として評価・発表する)</li> </ol>	50

85	③その他意見	<p>「いじめ問題」を解決する最も簡単な方法は、「いじめ加害者をなくす」ことであり、「加害者」を野放しにする教育者・学校・教育委員会をなくすことだ。今のいじめは、「いじめ被害者」が泣き寝入りや転校をするケースが多く、最悪の場合は 自らの命を絶ってしまう。しかし、当の「加害者」は殆ど何の処罰も受けず、引き続き登校し、新たな標的をつくりいじめ、卒業していく。とてもまともな教育行政とは言えない。</p> <p>「加害者」にも教育を受ける権利がある。と言う人もいるかもしれないが、そもそも「被害者」こそ 教育を受ける権利があるにも関わらず、普通の状態 で教育を受けられていないのだから、まず守るべきは「被害者」の権利の方である。</p> <p>「加害者への処罰」(通知表に記載されることが必要)を作れば、自らの経歴に傷がつくのでこれだけでもかなりの抑止力となると思う。</p> <p>学校内でのいじめを 校門の外で同じように行ったらどうなるか。傷害罪、恐喝罪、名誉毀損罪等 すぐに警察に通報され、立件されてしまう犯罪行為そのものである。教職者は今一度「ならぬものはならぬ」という強い精神で善悪の判断をし、世界のリーダーとなる日本の未来を担う人材を育てている、という認識・自覚のもと、自助努力の精神を教え、自虐ではなく自己肯定感を身につけさせ 社会に役立てることを喜びとするような生徒を輩出していくべきである。</p> <p>「いかなる理由であれ、いじめは絶対に行ってはならない」という事を 学校内に浸透するまで徹底して指導すればいい。</p>	50
86	①責務・役割	<p>「いじめ防止に関する条例」を横浜市議会が打ち出すことはメッセージ性が強く、歓迎する。学校の責務については、これまでいじめを隠蔽する体質があったように思う。生徒・学生を一種の顧客としてとらえ、トラブルの早期解決をした取り組みを積極的に評価されるべきだと考える。</p>	51
87	②具体的な取組	<p>関連機関との連携で、警察署も含まれていることは良いことだと思う。私もかつて学校で経験したこととして、いじめられっ子をかばう意図で発言をしたところ、からかっていた同級生からコンパスの針で刺されたことがあり、ひやりとした。いじめは犯罪である、というスタンスで根絶に臨み、場合によっては警察等の協力も得るとよいと考える。</p>	51
88	③その他意見	<p>いじめ防止対策意見募集の冊子を拝見させて頂きました。私の場合は、胎児期、幼少期から家庭内で受けていた様々な虐待から、根本的に人間を怖がる子どもだった為、それが原因で学生時代に様々ないじめと教師からの体罰を受け、とても大きなトラウマをかかえてしまい、今現在も苦しみ続けています。形あるものを何も生み出さないいじめと言う物を無くしたい。命すら奪ってしまういじめを無くしたい。という思いから、卒爾ながら、意見を申し上げさせて頂きたいと思います。</p> <p>&lt;いじめ自体を目に見えて少なくし、無くす為に&gt;</p> <p>①いじめを加えた子と親の両方に責任を負わせる様な罰則付きの条例にする。</p> <p>②小学1年生から、道徳の授業時間に刑法の勉強時間を設ける事で、いじめを加えた側には、自身がどれだけの事をしたのかを教え、いじめ被害を受けた側には、負けない気持ちが育ち、これからいじめを加えたいと思っている側には自尊心が生まれ、教える担任は、刑法を目にする事で思いを新たにもらう時間を横浜市が設ける事で法律(刑法)＝道徳(最低限の)を根付かせる。</p> <p>③いじめ等内向きに発散されている、フラストレーションを健全な形で外側に向け発散させる為と、数多くの健全な国際人と職業人の育成の為、横浜らしさの発揮の為、公立幼稚園等から、最低でも、小学1年生からネイティブスピーカーによる(米国人)等からの英会話に特化した授業を設ける。(大阪市は、小学1年生からの英会話授業採用を将来の為決定している。歴史的に見ても、本来なら横浜市がどこよりも先に英語では無くアメリカ人等のネイティブスピーカーによる英会話に特化した授業を設けなければならなかったはずです。)</p> <p>④もし、今現在、昔にはあった道徳という授業時間が無い場合は、道徳の代わりに法律(刑法)という授業時間を小学1年生からの授業に新たに設ける。</p> <p>⑤行政が横浜市が現代の浮世絵たるアニメーションを重要な産業であり、芸術であると言う確固たる道筋を付ける為と、根本的な産業人口と底辺人口の拡大と健全な形でのフラストレーションの発散、知的文化の保護と発信の為に横浜市立アニメーション専門学校を設立する。(浮世絵の原本等の殆どは、輸出用の陶磁器の包み紙として江戸時代末期に横浜等から外海へ。それ自体は、国内では芸術品だとは認められずに、現代においては同じ間違いを犯している。)</p> <p>最後に、私の様に学生生活を送る前に家庭内での虐待等で心に深い傷を負い、それが元でいじめと教師による体罰に長い間さらされ、社会に出てからも、その連鎖から抜け出せず、苦しんでいる人も、少なからずいるのでは無いかと思います。少なくとも、命の尊さと尊厳を教え、人を守るべき教育機関が、いじめに拍車を掛ける結果にしてはならないと思うのです。</p> <p>いじめを加えた子と親の両方に責任を負わせる様な罰則付きの条例にする。</p> <p>小学1年生から、いじめの重大さを考え、知らせる為、法律(刑法)の授業を週1時間設ける(担任による授業)</p> <p>いじめ等、内向きに発散されているフラストレーションを健全な形で外側に向け発散させる為、小学1年生から(米国人等のネイティブスピーカー)による、英会話に特化した授業を設ける。(公立の幼稚園からが一番良い)横浜らしさの発揮のため</p> <p>私自身も、家庭内で胎児期、幼少期から、様々な虐待を受け、それが原因で、人自体を怖がる様な子どもに育ち、それが、本になり、学生時代にとても陰湿ないじめと、教師からの本当に行き過ぎた体罰を受け、それが大きなトラウマとなり、今現在も苦しんでおります。いじめを受ける側には、何か、抜け出す事が出来ない、生まれる前からの苦しみの連鎖の様なものがあるかの様にすら、思えてしまいます。とにかく辛い日々です。現在でも。</p>	52

89	③その他意見	いじめを加えた子と親の双方に責任を負わせる様な罰則つきの条例にする。 小学1年生から、週1回、1時間程、法律(刑法)の勉強時間を設ける。それによっていじめを行う側、いじめを受ける側、これからいじめを行おうと思っている物、そして、法律を教える教師(担任)等にも、それぞれにいじめは犯罪であると言う意識と共に、自重心を芽生えさせる。 いじめ等により、内向きに発散されているフラストレーションを健全な形で外向きに発散させる為と数多くの国際人と職業人育成の為と横浜らしさの発揮の為、小学1年生からのネイティブスピーカー(米国人)等からの英会話に特化した授業を設ける。	53
90	②具体的な取組	第三者機関の委員会の委員には、法学者、法曹(大学教授、弁護士)等も加える。	53
91	①責務・役割	学校の責務 いじめの未然防止 学校ではあらゆる場面で努力している。「いじめをしない、させない、許さない」という指導をしている。徹底していくことが大切であると考えている。	54
92	③その他意見	いじめの背景には、このゆとりのない社会にも原因があると思う。教育環境の充実が大切であると考えている。教師が日常にみていく子どもの数が多すぎる。クラスの人数を少なくしていくことも大切だと思う。親も、子どもにゆとりをもって接する環境にある人が多いように思う。社会全体を豊かにしていってほしい。 子どもたちが、自分で善悪を考えられるようなゆとりのある学習環境が必要。追い立てられている生活から脱することも考えていこうと思う。	54
93	③その他意見	いじめの未然防止、早期発見についての参考 私事、東京都公立中学校で38年間教員をしております。校内暴力、学校間紛争、いじめなどの問題ととり組んできました。ご参考の為に当時はいじめ問題が深刻となり父兄同士が校内で棒を持ち込み、なぐり合い等がありました。しかし一番大事で役に立った事柄は教師間の意志、情報の交換が挙げられます。当今雑務に追われ又成績(教師の)が尊重されている中でも、全教師の目でみる生徒の一寸した異常、これは大切な観察です。表情、行動の中から異常を見付け、皆で多くの眼で察する。私の経験では中学校九教科の担任が見きわめ、情報を伝えてくれる。これはとても大事な事でした。先日の新聞では「先生方の井戸端会議が父母の井戸端会議が役立つ」とありましたが、多忙な先生方にこんなことを求めるのは無理なことでしょうか。先生方の一寸した心のゆとりと、お互いの連帯意識を高めることは決して無意味ではないと思います。少しでも何とかしなければなりません。	55
94	③その他意見	①日本の戦後の教育、自民党が進めてきた政治、経済成長中心、金もうけ主義中心で来たことの反省が必要では？ ②教育改革といって教員間の競争(勤務評定)、学力テスト方式、偏差値方式、などで子ども、教員共バラバラに ③大人社会の権力のあるもの、力のあるものが弱いものいじめをしては、子どもはそういう大人社会から、学び、いじめは当然やることでしょ。 ④競争社会をつくってきた歴史の経過から、できる子と差をつけられた子には心の奥では挑戦する意欲をなくす、又、落ちこぼれを引き上げることを(1人1人を大切にしない)しない現状では、学ぶ喜びをもてない、又、人をふみ台にしても一番になろうとする社会では人権、命を大切にすることは育たない。 ⑤したがって、まずは誰もが幸せ感をもてる社会をつくることでは？現在のいじめに今、現在をほっておくわけにはいかないが大もとを追求し直し、政治家(自民党)や官僚、経営者(上に立つ人)が真剣に考え直すことでは？ 家族＝格差社会から不幸な家族が増加しています。 現象だけを見、小手先だけの対処では、いじめをなくす力にはならないと思う。 子どもの健全育成→大人社会(親も含)の健全化 いじめのない社会の実現→競争社会の見直し、ストレスや不安をなくす いじめを許さない子ども社会の実現→子どものせいではない(ゆとり、ゆたかな心のもてる教育)	56
95	③その他意見	子どもの健全育成より子どもの命、人権を守るということを最優先に入れて下さい。 いじめた子を「懲罰」にすることで解決しないと思います。いじめた子のおかれていた状況を把握するなど、いじめた子へのケアが十分行えるような対策をお願いします。 教職員が子ども一人ひとりの変化や状況をきめ細かくつかめるように少人数学級が絶対必要です。教職員の数を増やして教職員の多忙化を解消することが求められます。又カウンセラーの増員も必要と思います。 未来を担う子ども達が明るくのびのびと学び、遊べる環境を大人が作ってあげるのがとても大事だと日頃から考えています。	57



96	③その他意見	<p>いじめを繰り返す児童生徒には出席停止や懲戒の措置がとれるよう条例を定めて下さい。  また道徳教育の充実強化、家庭教育の支援の充実、強化を条例に定めて下さい。  いじめや体罰の防止を強調するあまり、先生が委縮して指導が出来なくなることを危惧します。</p>	58
97	③その他意見	<p>私も、学生時代に陰湿ないじめを受け、それ自体が大きなトラウマとなり、今現在においても苦しみ続けております。今回のいじめ防止対策についての意見募集と「社会全体でいじめ根絶の実現に取り組む」という一文を拝見し、私自身もいじめを無くしたい。目に見えて少なくなった世の中を見てみたい。という強い思いから、意見を申し上げさせて頂きたいと思っております。</p> <p>あまりに陰湿・過度ないじめに対してはいじめを加えた子とともに、その親にも、懲役禁固等を含む罰則のある条例にし、今回のいじめ防止対策意見募集の文中にもある様に「いじめは絶対に許されない」という厳しい態度でいじめのない社会の実現にまず横浜市が、行政が取り組んでいただく。</p> <p>いじめは犯罪という観点から、小学一年生から、法律(刑法)を学ぶ時間を週一回設ける。</p> <p>いじめ等、内向きになっているフラストレーションを健全に外側へ向ける為、ネイティブスピーカー(米国人)等からの英会話に特化した授業を小学一年生から行政が設ける事で、本来の横浜らしさの発揮と国際的な職業人の育成をする事で、内側に目を向けさせるのではなく、海外に、健全に外に目を向けさせる。</p> <p>第三者機関の設置についてですが、委員会は、教育学、社会福祉学、心理学、医学等の専門家等により構成と、いじめ防止対策冊子の本文中に記載していましたが、そこに、法律の専門家を加える。〈法学部教授、特に(刑法)等又は、弁護士等〉</p> <p>繰り返しますが、将来的にもTPP等が始まって行き観光立国の観点からも、今までの文法英語では無く米国人等のネイティブな人から学ぶ英会話授業の必修化こそ必要になってくるはずで。過去の開港の歴史から見ても、横浜市がそれを行う事が一番ふさわしく、いじめ自体を前向きに解決していく大きな一つになると思うのです。〈公立幼稚園からの、毎週における英会話授業の必修化、少なくとも、小学一年生からの毎週における英会話授業の必修化〉</p> <p>上記の様な、確固たる行動と仕組みを作って頂かない限り、命すら奪い、それすらなかった事とする様な風潮といじめは無くならず少なくともなっては行かないと思うのです。どうか、あまりにも過度で陰湿ないじめ自体が少なくなり、無くなって行く世の中が訪れますよう御願い申し上げます。</p> <p>最後に横浜市の繁栄と御多幸を切に願っております。</p> <p>追伸  私自身は幼少のころより家庭内で様々な虐待を受け、学校等の教育機関では、いじめと教師からの体罰を受け、社会に出て就職をしてもそれらのトラウマから、長続きさせる事は出来ず、転職を繰り返す、虐待等の原因から、発達障害との診断を下され、長い間閉じこもり、苦しみ続ける毎日が続いています。この様な経験から私は、家庭内での虐待・学校等でのいじめ・教師等からの体罰・発達障害等の発症・長期間に渡っての閉じこもり・就職等の失敗等は、全て同じ所でつながり、連鎖しているのではないかと考えてなりません。まず、その中のいじめ自体を無くし、崩す事が出来れば、その連鎖自体が崩れるのではないかという思いからも、今回、意見を提出させていただきました。</p>	59
98	③その他意見	<p>子供のいじめ対策について、以下の要望します。</p> <p>① 暴力に対する正しい知識について教師ではなく、救急医療の医師等に教育してもらおう(たとえば、頭をバコバコ安易に友達に対して叩くことは、脳出血を起こし、取り返しのつかないことになることを強く教育する必要がある。子供は、人体の弱さを把握していないため、小学生のことから教育する必要がある)。  ⇒効果:ささいな暴力が減り、いじめとを感じる子供が減る。人にやさしくできるようになる。命の尊さを学ぶことが出来る。</p> <p>② 教師は常に子供に目を配り、いじめや間違った行いがなされていないかチェックする必要がある(親は子供がいじめられていると知っても状況把握できない。休み時間もチェックできるように監視の人員を増員し、いじめが行われていないか把握する)。あるいは、いじめで親から申し出があった場合、いじめられている子の学校生活の状況をビデオを回すなどして、しっかりチェックする。  ⇒効果:いじめの実状が詳細に把握でき、対策が行いやすい。</p> <p>③ 教師による体罰について:顔や頭など、人間の中心部分を叩くことが問題である。小田原の教師の気持ちはよくわかるが、顔を平手打ちでは、脳震とうなど起こしたら生命に危険を及ぼす。教師は人間のもろさをしっかり把握すべきである。体罰のマニュアルをしっかりと決め、行う分には問題ない。  ⇒体罰のマニュアル(例):体罰をする際は必ず、太もも後ろ部分に限定(竹刀等で叩く。ある程度手加減をする)。</p>	60

99	③その他意見	<p>いじめ防止対策について意見をさせていただきます。</p> <p>「いじめは絶対に許されない」ならば、私たちは何をすべきなのか。僕はその答えを明確に得ています。</p> <p>僕は子どもの頃、いじめをする側にもなり、される側にもなりました。される側の頃は本当に辛く、苦しく、自殺を考えることも多々ありました。</p> <p>では、いじめる側の頃はどうかだったのか、それはいじめられることの不安からの逃避だけで、苦しさは変わることなく、する側の頃の僕は、何を理想としてそれをしていたのか、当時は何もわかりませんでした、今でははっきりとわかります。</p> <p>いじめとは、する側もされる側も「精神的な苦痛を伴うもの」です。ではなぜ苦痛を感じながらそれをしてしまうのか、その原因はふたつ、「理想」と「逃避」です。</p> <p>「理想」は支配すること、「逃避」は支配から逃げることです。</p> <p>私たちは学校で教育を受けて育ちました。その教育の中で幕府や大日本帝国政府は支配者でした。その結果、国民は争いの犠牲になっています。これは明確な事実です。</p> <p>では現政府は支配者なのか、それは「奉仕者でなければならない」と憲法に定められています。にもかかわらず、横浜市職員の方々の精神的なものはどうか、区役所職員に対してどう感じているか、県職員に対してどう感じているか、省庁職員に対してどう感じているのか、ここに「支配」と「服従」の構図があり、上下関係があることを認識していることと思います。</p> <p>世界史をたどっても支配者と服従者の関係は明確です。王様と奴隷、支配者階級と労働者階級、私たちはそれを正しいことと教えられ、「支配者」になることを理想とする躰と教育を受けてきました。</p> <p>その結果、大人社会では勝ち組、負け組とわけられ、勝ち組は支配者、負け組は労働者で公務員の方々はそのどちらでもないのか、あるいは勝ち組なのか、どう認識しているかは各個人で違うものと思います。</p> <p>人の理想、それは教育と躰が大きくかかわってきます。産まれたばかりの赤ちゃんは支配を理想としていません。支配を理想とする親に育てられる子どもは、「勝つ」ことを理想とするようになります。これは遥か昔から語り継がれてきた理想です。</p> <p>なぜそれが理想となるのか、それは支配されていることに対する不満からの解放です。その不満からの解放を求めて、人の歴史は争いを続けてきています。</p> <p>うまれたときには何も知らない、成長とともに言葉を覚え、支配されていることを知る、そこに不満を感じる、だから支配者になることが理想となる、そのために「勝たなければならない」となります。</p> <p>過去の争いの原因も、紛争やテロなどの不安定な国際情勢も、隣国との領土問題も、いじめの問題も、すべての原因は、「勝たなければならない」という支配からの逃避と、支配することの理想です。この支配されていることへの不満、支配者になれない不安が意識の根底にあり、あまりにも深いところにあるので、それが原因であることを認識できません。</p> <p>現代の私たちが認識しなければならないことは、理想としている支配者は幸せなのかどうか、自分の目で歴史や社会をみつめることからです。隣国の独裁者や過去の権力者が幸せな顔をしているかどうか、教えられたことを鵝呑みにするのではなく、自分の頭で考えなければなりません。</p> <p>そして何が正しいのか、何を理想とすべきなのか、ここを明確にしなければなりません。</p> <p>自分がされて嫌なことは、誰もがされて嫌なことです。ところが「勝たなければならない」と思うほど相手のことを考えられなくなります。その結果、自分がされて嫌なことを相手にしてしまいます。</p> <p>「自分がされて嬉しいことを誰かにしてあげる」これを理想とすれば誰も苦しみません。ところが僕はそれを誰からも教えられませんでした。</p> <p>自分にとって意味のあるもの、価値のあるものとは何か、それは自分の役に立つものです。何の役にも立たないものなど必要ありません。</p> <p>自分の役に立つもの、自分の役に立ってくれる人、これは意味ある人、価値ある人です。自分の生きる意味は誰かの役に立つこと、これによって価値ある人になることができます。</p> <p>誰の役にも立ちたくないと思っていれば、誰にとっても意味のない人、価値のない人になるだけです。これを教えない躰、教育、常識というものを改めなければなりません。</p>	61
100	③その他意見	<p>&lt;目的・基本理念等&gt;</p> <p>○子どもの健全育成のためには、大人が健全でなければなりません。子どもは大人をみて、大人を真似て成長します。自分さえよければそれでいい、と思っている大人がいれば反面教師ですが、子どもはそれを善悪の判別することなく真似て成長します。</p> <p>○いじめのない社会の実現のためには、大人が抱いている理想を改めなければなりません。テレビなどでは人をバカにしたり、痛めつけたり、陥れたりして笑っているのですから、子どももそれをして笑うようになります。これはいじめの構図そのものです。</p> <p>○社会全体でいじめに取り組むには、大人ひとり一人が自分をみつめ直し、間違っていたことを認め、ひとり一人が意識の根底から改善を望まなければなりません。社会全体とは、個人ひとり一人の意識の集合体です。</p> <p>○いじめを許さない子ども社会の実現とは何なのか、許すのか許さないのか、それは誰の判断なのか、その意識の根底に支配があります。その意識がいじめに限らずすべての社会問題の原因といっても過言ではありません。</p>	61

101	①責務・役割	<p>&lt;責務・役割&gt;  ○市の責務  ・いじめの防止・解決を図るための施策の策定はこれまでの過去の歴史をみればわかる通り、一時的な解決、表面的なその場しのぎで、悪い結果が出る原因を守っているから、問題は解決していません。過去の教育では権力を強化することで抑止力にしていましたが、それは子どもの心をまるで考えていない冷酷な支配者の発想です。  ・いじめ防止のための啓発活動に大切なのは、正しいことを教えることです。いじめは悪いことだと教えるのは無意味です。そんなこと言われなくても子どもはわかっています。それでもいじめが起ってしまうのは、悪い理想を守っているからで、何が正しいのかを見失っているからです。</p> <p>○学校の責務  ・いじめの未然防止、早期発見、早期解決に必要なのは、教職員は支配者ではなく奉仕者であることを認識することです。子どもは正しい教育を望んでいます。その望みに応える、その役に立つことが本来の教職員のあるべき姿です。支配者になることを理想とすれば、国民の苦しみを理解しようとしないうえに独裁者になってしまいます。生徒のことを理解しようせず、背を向ける教職員がいるからいじめによる被害は絶えません。  ・いじめの把握・解決のための組織的な取り組みという考え方、これはいわゆる上から目線です。上から目線でいじめを敵と認識しているから把握・解決ができません。子どもが相談できないのは、先生は対等ではなく上だと教えられるからです。本来の人間は上に立つ人ではなく、役に立つ人を求めています。  ・だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指すために何をすべきなのかといえば、そのような大人社会にしなければなりません。勝たなければならない、そう教えられたら相手のことを思いやることはできなくなります。その結果、大人も子どもも孤立します。  ・教職員は、学校に課せられた責務を自らの問題として受け止め、いじめ根絶に取り組む。とは市会から教職員への命令です。これが支配と服従の構図であり、そのまま上から目線であることがよくわかります。奉仕者であることを自覚できないから、このような命令を下すこととなります。</p> <p>※  何のために生きているのか、何のための教育なのか、それを教えられない教育は無意味です。勝つためだと教えるならば、それが悪です。その結果、自分さえよければそれでいい、と考える自分中心的な利己主義者に育ちます。  教職員に限らず、警察官や多くの公務員の方々も犯罪を犯しています。教育や躾、常識が正しければそんなことは起こりえません。</p> <p>※</p>	61
102	①責務・役割	<p>○保護者の責務  ・いじめに加担しないように指導する前に教えるべきことがあります。それは人の上に立つ人を目指すのではなく、人の役に立つ人を目指すことです。上に立つことを望むから、いじめられる側ではなく、いじめる側になることが理想になります。  ・学校や地域の人々など子どもの周囲にいる大人との情報交換は、社会が正常であれば当たり前に行えることですが、教えられた理想によって大人は孤立傾向にあります。意識の根底にある間違った理想を疑うことさえできずに、大人も苦しんでいます。そんな大人に相談しても何も解決しないことを、子どもは無意識のうちに感じています。</p> <p>○市民(事業者、地域社会)の責務  ・社会全体が、子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たすことができれば、何の問題もありません。ですが、教えられた理想は勝つことです。その結果、自分の子どもさえよければそれでいい、と考える大人がいるのですから困難というよりは無理です。問題解決は原因から直さなければなりません。  ・子どもが主体性をもって地域行事等へ参加できる仕組みづくりを目指すのは正しいことです。ですが、親や教職員の大人が命令を繰り返すことで子どもは従順になり、その結果、主体性を失い、自分の行動さえ判断できなくなっています。子どもに判断をさせず、自主的ではなく他動的活動しかさせないのは、軍隊の教育です。もうそんな時代ではありませんが、いまだにそれを守ろうとする頭の固い大人が大勢います。それはそういう教育を受けたからです。</p> <p>○子どもの役割  ・自己実現の取組といわれても、子どもは大人から否定され続けることで自分を見失います。ですが、自分を見失っていることを自覚しません。記憶の根底にある自分の否定、あれしては駄目、これしては駄目、何も知らない子どもは大人の言葉を記憶に積み重ねます。その結果、自分では何の判断もできなくなります。その原因は保護者や教職員、その大人も自分が原因であることを自覚していません。  ・他者への思いやり。勝たなければならない受験制度、そのための学校や塾、その教育によって他者を思いやることなどできなくなります。勝たなければならない、そう呪文のように唱える親に育てられる子どもは、自分のことしか考えられなくなり、自分のことだけに必死になり、他人を思いやる余裕がなくなります。心の余裕がなくなると、人はイライラするもので、それは大人も子どもも同じことです。そのイライラの解消が、いじめをすることになったりもします。  ・いじめを受けていると思われる子どもへの声かけ、周囲の大人への積極的な相談は、子どもにとって困難です。いじめを受けていると思われる子どもへの声かけは、いじめられる側の仲間になることと同じで、それは恐怖でもあります。相談者として適していると思われる大人は、子どもの周囲に皆無といっても過言ではありません。勝たなければならない、勝てば官軍、勝ったほうが正義、だから負けは悪、だからいじめは、いじめられるほうも悪い、となっています。そう大人が教えるから子どもは苦しみます。誰が悪いのか、それは支配です。誰でもありません。形のない理想です。</p>	61

103	②具体的な取組	<p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <p>○行動計画等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめのない子ども社会を実現するための指針の策定するには、何を指すのか、それを明確にしなければなりません。それが指針です。本来あるべき人間関係は、大人が子どもを支配するのではなく、面倒をみることです。支配は人間にとって正しいことではありません。支配者は人間として正常さを保てなくなることは、歴史をみれば明らかです。繰り返しますが、人の上に立つのではなく、人の役に立てる人を目指すこと、これが人間として正しい指針です。</li> <li>・中学校区ごとに「中学校いじめ防止会議」を設置するならば、その会議で過去の愚かさを反省することから始めなければなりません。支配者は立派だと教えていたのですから、愚かなんです。過去を正当化し、この反省から逃げていけば、これまで通り解決は先送りになります。もう逃げ場がないほどに追いつめられていることを自覚しなければなりません。</li> <li>・中学校区いじめ防止会議は、市の指針を基に「いじめ対策行動計画」を策定する。これには、市の指針が明確でなければなりません。豊かな社会とは、助け合いの社会です。その反対の貧しい社会は、争いの社会、勝たなければならない社会です。現実世界の日本は多くの国から食べ物を輸入しています。これは助けられていることの現れです。勝ちでも負けでもありません。何を指しているのか、その指針、豊かな街を目指すには何を理想とすればよいのか、これは根底から見直さなければ、解決は無理です。</li> </ul> <p>○相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、相談窓口の整備に努める。これには正しいことを知っている人が必要です。正しいことを知らなければ相談は無意味になります。</li> </ul> <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ根絶を目指し、区福祉保護センター、児童相談所、警察署、法務局等、子どもの健全育成に関わる諸機関が相互連携を図る。これは奉仕者なので当然のことです。</li> </ul> <p>○啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年12月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめのない社会の実現を目指し啓発活動を行うとともに、いじめ防止、早期発見・解決に取り組む。これは12月だけではなく、常に取り組まなければならない問題です。12月だけに緊張感をもつてのぞめば、1月になったら緩んでしまいます。</li> </ul> <p>○第三者機関の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関する取組の推進、解決困難な事例等に係る相互調整、緊急対策等を行うための専門委員会の設置。解決困難な事例は、その原因に支配を理想としている権力者がいます。その権力者を正しいとするから解決困難になっているだけです。</li> <li>・委員会は、教育学、社会福祉学、心理学、医学等の専門家により構成。専門家が正しいならば、すべての問題は既に解決しているはずで、正しくないことを正しいと信じているから問題は解決しません。これまでどれほどの問題が表面的解決であったか、過去の結果は今、出ています。過去の事例に正しい答えはありません。それは支配を正しいとしているからです。</li> <li>・活動状況の市長への報告。この市長は奉仕者なのか、支配者なのか、奉仕者でなければ憲法違反です。権力が正しいという考え方は、間違ったものであることを認識しなければ、問題解決は無理です。権力をもった支配者を正しいとするから誰かを悪者にして裁きを下し、それによって一件落着としていましたが、それが表面的解決、あるいはその場のぎでしかありません。</li> <li>・市長は、報告の内容を議会へ報告。そもそも第三者機関が不要、税金の無駄遣いです。専門家の意見は部分的に正しく、部分的に間違っています。だから部分的、あるいは表面的な解決しかできず、その結果、問題は複雑化しています。問題解決は原因を明確にすることから始めなければなりません。その悪い結果が出る原因を守っているから解決困難な問題は増える一方です。その結果、専門家に頼る、だから堂々巡りから抜け出せません。</li> </ul>	61
-----	---------	--	----

104	<p>よりよい未来、これを望むのが本来の人間です。ところが嫉や教育は「上は絶対に正しい」と教えます。その結果、上には上がいて、その上をたどるほど過去になり、過去が大切になって意識を未来に向けることが難しくなり、上に立つために争わなければならなくなります。そうやって未来を犠牲にして戦争をしてきました。戦争をしていた過去、それよりも過去にあった理想、それが支配、それを理想としていたからその過去の未来は戦争になりました。これは今わかっている結果、それでも「上は絶対に正しい」と教えている現状、だから問題は増える一方、だから社会情勢は悪化の一途をたどることになります。今出ている結果、社会情勢は非常に不安定です。人は何のために生きているのか、それは未来のためであり、誰かの役に立つためでもあります。誰かの役に立てることで自分の未来はよりよいものになります。本気でいじめ問題に取り組むのなら、「上は絶対に正しい」ではなく、「過去は間違っていた」と認識しなければなりません。その考え方をかえられないのが固い頭、いわゆる石頭です。戦国時代や世界大戦などは石頭のぶつかりあいのようなものです。現代社会は権力によって成り立っているのではなく、助け合いで成り立っており、それを権力で成り立たせようとするから犠牲者、被害者が絶えません。石頭ではこの現実が理解できません。僕が酷い石頭になっていたから、このことがよくわかります。自分が食べているものは誰がつくったのか、どこからきたのか、それを考えられないほど現代人の視野は狭くなっています。つくってくれた人、運んでくれた人、それは自分の役に立ってくれた人です。石頭を改善すると、この現実がよく理解できるようになります。私たちの身の回りには役に立つもの、人であふれている、この現実が石頭になるほどわからなくなり、自分は自分の力で生きている、と勘違いしてしまいます。これが石頭の人の特徴です。僕もそうなっていました。自分は何のために生きているのか、それがわからず悩み、苦しみ、自分を正当化するために自分と違う意見を必死になって批判したり、「俺は孤独を愛する男なのだ」など心にもないことを口にしたり、正しくないことを正しいと思いつつもうとしていたから迷い、何が正のかもわからないままに人を批判していたのですから、僕は相当な石頭でした。相当な石頭になっていた原因は、「親の言うことは絶対に正しい」と教えられ、それを信じていたからです。「いじめは絶対に許さない」ならばいじめに対して制裁をくわえるのか、抑止力を強化するのか、いじめという形のないものを裁くのか、それともいじめた者を裁くのか、これをいくら考えても答えはできません。その考え方が支配者のものであり、愚かな過去の原因だからです。意味ある人、価値ある人になるには誰かの役に立つということ、人の上ではなく役に立てる人になることを理想とする教育や嫉、常識の確立、私たち現代の大人はまずここから始めなければなりません。勝つことが正しいと信じているから、何が幸せかわからない。贅沢が幸せだと信じているから、いつまでも満たされない。それでも信じ続けるから思いやりのない人になり、孤立し、今の人には思いやりがないと感じ、寂しくなる。それが辛いから強くなければならぬ、自分のことで精一杯、人のことを考えるだけ無駄、だから自分だけのことしか考えられない自己中心的利己主義者になり、勝つことや贅沢を求める考えから抜け出せない石頭に成長してゆくだけです。正しいことを教えられたら、誰かの役に立ちたいと望み、多くを学び、その学んだことや自分の体の力を活かして未来をよくしてゆくことができます。知識は自分のためというよりは、「誰かの役に立てることができる自分になるため」のものです。自分は誰かの役に立つ、誰かが自分の役に立ってくれる、これが正常な人間関係、正しい嫉や教育が行われれば、未来の不安や不満がなくなり、安心して暮らすことができます。自分は子どもの頃どうだったのか、誰かを苦しめたことはないのか、それを冷静に考え、誰かにしてしまったこと、それを正当化するのではなく、間違っていたと認識すること、過去は愚かだったと認めること、これが石頭の改善です。僕は何が正のかを考え続け、自分が間違っていた、と気づいたときは苦しくなりましたが、反省して石頭を改善し、今では人の心がよく理解できるようになりました。(続く)</p>	61
-----	---	----

105	③その他意見	<p>だれもがはじめは何も知らない子どもだったのです。純粋だったから教えたことを信じているのですが、そのすべてが正しいのではなく、部分的に間違いがあります。だから、それによって人を苦しめてしまうこともあります。</p> <p>子どもは大人を信じて育ちます。それは、大人になることを望み、ひとりでは生きられない子どもにとって大人は見本であり、指導者だからです。その大人が間違えているから人は苦しめあう結果が出てしまいます。</p> <p>「人にされて嫌なことは人にしてはいけない」、「やられたらやりかえせ」、子どもはこのまったく意味の違う言葉を大人から両方教えられます。これは明確な矛盾であり、この矛盾が正しいと信じていいのかわからなくなり、子どもの意識は混乱して苦しみます。</p> <p>何が正しいかを判断できない子どものために大人がやるべきことは、過去を改め、未来を大切に考えることです。未来が大切だと考え、そのためにやれることをやる、それは誰かの役に立てること、勝つことではありません。</p> <p>勝つことが幸せならば、負けることは不幸です。誰かを不幸にして成り立つ幸せなどありません。何が幸せだかわからないから、現実逃避のゲームに没頭してしまいます。ゲームは勝つために始めたのではなく、昔の人が楽しむために始めたもの、未来をよくするためにルールを決めて始めたものです。</p> <p>勝たなければならぬ、と思うほど意識は苦しくなり、人間として正常さを保てなくなります。それは、勝たなければならぬという固い思想をもった日本柔道界において顕著にあらわれています。楽しむために始めたことで苦しめあうようであれば本末転倒です。</p> <p>テレビゲームやインターネットなどへの現実逃避が幸せだと感じるのは、勝たなければならぬ、争わなければならぬ醜い社会だからであり、最大の現実逃避は自らの命を断つことです。だれもが現実世界からの逃避を夢見るようになれば、そこはもう人が住める世界ではなくなります。</p> <p>「自分は誰かに支配されたいのかどうか」 冷静に自分の頭で考えたら、支配することもされることも、幸せではないことが理解できると思います。</p> <p>何が幸せなのかかわからないままに生きることは虚しいことです。自分の言動、行動によって誰かが苦しむことは、辛いことです。誰かの命令によって自由を奪われることは、悲しいことです。これまでの過去の結果は明確に出ています。</p> <p>自分の活動によって誰かに喜んでもらえることは嬉しいことです。ここに正しい人としての原点があります。誰かに喜んでもらうために自分の頭で考える、活動する、それが自主的であり、自分を取り戻すということ、主体性をもつということ、自己実現の達成です。</p> <p>過去や上が正しいということは、自主的ではなく他動的、自分の考えではなく過去の他人の考え、だから疲れる、これが社会の現状。まずは大人からかわらなければならぬ、自分を取り戻し、主体性をもち、自己実現を達成する。現実では大人がかわれないから、子どももかわることはできず、大人も子どもも苦しんでいます。子ども社会をよくするためには、大人社会をよくすることから始めなければなりません。</p> <p>大人社会が正しくなれば、子ども社会は簡単によくなります。大人社会が不安定なままで子ども社会をよくすることなど道理の通らない無理です。無理を通すことは困難で苦しく、辛いことで達成はしません。その達成を目指し、過去の歴史上では戦争や文明崩壊に至っており、現代では学級崩壊や家庭崩壊などもみられ、自我の崩壊は自殺です。間違えている理想を崩壊させなければ、人は苦しみ続けます。理想を崩壊させても魂が抜けるなんてこともありません。戦争に勝つと信じていた大日本帝国が崩壊しても日本は国として存在し、人々は協力しあって国を成長させてきました。その大日本帝国が崩壊するまでが、矛盾による悲劇の積み重ねでした。(続く)</p>	61
106	③その他意見	<p>現在でも大日本帝国崩壊に至るまでの理想を守っているから、被害者、犠牲者は絶えることなく、悲劇が積み重ねられています。自分さえよければそれでいい、という貧しい理想、その原因は勝たなければならぬ、という教えがあるからで、なぜ勝たなければならぬのかといえば、支配者になるため、その理想は不幸へと向かうだけです。</p> <p>人のことを思いやることができるのは豊かな心、豊かな心をもった大人に育てられた子どもは心豊かに育ちます。</p> <p>ものが豊かな時代、心が貧しい現代。本当の豊かさは心の豊かさ、その理想は道理、だれもが求める人間としての正しい理想、間違えた理想を教えられたことで多くの人が見失っている自分、何よりも大切な人の心、取り戻さなければ子どもだけではなく、自分を含む多くの未来が犠牲になります。</p> <p>過去を正当化する人や他人任せの人に未来をよくする力はありません。他人任せは他動的活動で、自主的ではなく主体性がないからです。そういう人ほど過去や自分を正当化することに必死になって批判ばかりしますが、それが道理の通らない無理なんです。</p> <p>矛盾を通すのは無理、道理は簡単に通るもの、道理の邪魔をするのは過去の悪です。だれもが自主的に、だれかの役に立つために学び、働くことができる明るい社会、よりよい未来のために協力しあえる社会、豊かな未来のためにやれることをやっていきたくと思っています。</p>	61
107	③その他意見	<p>いじめ問題の早期発見といじめ防止について  謹啓 貴教育委員会にあらわれては充実なるご活動の事とご拝察申し上げます。手前事ではございますが、横浜市に在住して数十年今や3人の子供も社会人になりましたが、その昔はいじめと思われる暴行を受け警察まで訴えに行ったこともございました。他方私自身の仕事としてはずっと市場調査業に専念してまいりました。その間民間リサーチをはじめ自治体の世論調査も数多く経験させていただきました。現在は年令のこともあり、この機会に現業からやや離れた視点からいじめ問題のアンケートの在り方を改めて考えた次第です。ご案内の通り「いじめアンケート」はその殆どが学校内で行われてきたものと思われます。学校内、学級内アンケートの手法では次の様な事が懸念されるのではないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供達が学校内やまして担任教師が目の前にいる状況では学校や教師にたいする信頼感や失望感を訴えにくい書きにくい</li> <li>・いじめる側といじめられる側が混在している中では、いじめられている側が訴えにくい・・・など、従って従来のいじめアンケート手法の補完として学校外から広くいじめ情報を収集して、これを地域情報として位置づける。</li> </ul>	62

108	③その他意見	<p>「いじめられる側」「問題をかえ捌け口として弱者に対しいじめに走る側」どちらも、きめられた狭い世界だけでほぼ日常の全てを過ごし、今いる世界が、それだけが全てになってしまい、逃げ場がなくなり、追い詰められ深刻化したり、エスカレートするのではないかと思う。子供なら、なおさら、学校・家庭という固定化した世界が全てとなってしまう。個々の事例にはそれぞれの対処が必要とは思いますが、深刻化させないためには、新鮮な空気を入れ換気するような事が重要だと思う。具体的に言うなら、もっと広い別な世界がある事を、定期的に体感できる形で接し、視野を広げる事が重要だと思う。学校教育の場や、地域主催の参加型活動を通じて、新たな世界を広げるきっかけをつくればどうだろうか。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同年代であっても他県や海外姉妹都市の学校、団体との交流会、個々の意見発表など</li> <li>・赤ちゃんや大人、お年寄りといった自分と違う世代との地域ボランティア活動による接点により考え方、見方を広げる活動</li> <li>・社会問題を勉強や知識としてのレベルではなく、身近な自分達ならどう考え、何ができるかといった視点で体験、発表する場を作るなど・・・。自分のまわりには多様な価値観があり、その違いを認め、尊重する気持ちの大切さ、広がる世界観の中で自分はどうかありたいか、その未来を実現する為に何をすべきか、という方向を示し気付かせる事が、「いじめ」という狭い苦しみから自らを救う力となると思う。こういった広い視野をもつことが、今、目の前にある「いじめ」がいかにくだらなくつまらない事を認識し、もっと大切なことにむかってすべき事があることを気づききっかけになると思う。</li> </ul>	63
109	③その他意見	<p>条例をつくることは疑問 啓発活動月間ではなく学校は日常的にそれぞれの人権を大切にすることを基本にすえて子どもたちと接して欲しい。 先生方が子どもと向き合う時間をいかに取れるか教育委員会はサポートできないでしょうか。先生のゆとりがなさすぎるのも無関係ではない気がします。</p>	64
110	①責務・役割	<p>責務・役割の項では、子どものところで、積極的な相談がなかなかできていないのはどうしてかを考えなくてはならない。教員がもつクラス人数が35人、40人と多いと、一人ひとりの子が先生に相談しようにも、できない。忙しい先生を目のあたりにしているので、ゆっくり話をする自体できていない。これは環境を整えることを第一に考えてほしい。30人、25人とうけもちの子ども数にして普段から、ゆとりある先生と子どもの会話ができるようして下さい。 学校の責務では、親に情報をいつも提供する姿勢をつくってほしい。かくす体質では、ダメ。市教育委員会が実情をつかむために学校の現実を出せる雰囲気にあるのか。いじめの件数が少ないのをよとしていないか。現場の悩みに答えられる体制に教育委員会がなっていてほしい。親には子どもの実情や先生が困っている内容を共に考えていこうとする姿勢で接してほしい。早め早めに懇談会などで実情を出してほしい。 先生の多忙化を解消することが第一です。人が育つ場(教育)にゆとりが大切です。教員をふやし子どもと豊かなやりとりができるようにしてください。</p>	65
111	①責務・役割	いじめられ側の子供に心のケアの必要があると思います。	66
112	②具体的な取組	カウンセリング等の相談窓口の設置が必要だと思います。	66
113	①責務・役割	「責務」という言葉に違和感を覚えます。上から目線を感じます。「役割」だけで充分です。	67
114	②具体的な取組	<p>大人社会でも頻繁にいじめが発生する社会の中で、子どもたちも生きています。いじめの根源は差別意識です。社会の中での差別、家庭の中での差別、地域の中での差別など、そこから相手を貶めて喜ぶ、まがった感情が育っていきます。学校では、まず、人権問題に取り組んでいる専門家を招いて人権教育を行ってください。ロールプレイという方法も利用してください。いじめられた経験のある大人を招いて話してもらおう方法もあります。いじめるという心理がどこから発生するものなのかを子どもたちに上手にわからせてあげてください。子どもたちはそれを理解する能力をしっかりとっています。子どもの感性はすばらしいです。また、いじめる側の子どもは、どこかで別のいじめを受けています。いじめられる子どもを孤立させてはいけません。いじめる子どもを孤立させてもいけません。ここでもまた、教育、心理学、福祉などの専門家たちの対応が必要です。以上のことに対し、予算をしっかりとってください。議員さんたちの力がここで発揮されます。安上りの方法で解決など、ありません。長期にわたる根気強い努力を大人たちがしなければならぬのです。単純に罰則を設けることは簡単です。規則を作って割り振ればいいのですから。しかし、これでは新たないじめを生み出すだけです。議員さんたちが、豊かで深い愛情と英知をもって、外側からの力を発揮してくださるようお願い申し上げます。</p>	67
115	②具体的な取組	教科課程での道徳教育を強化してください。	68

116	③その他意見	<p>子どもにはっきり「もしいじめられたら」ときいてみたら？ 私は「いじめ」の問題について全責任は親、その家庭にあると思っています。報道などで、先生方(学校)が大変ご苦労(いじめ防止について)されていますが・・・私の家の話をさせていただきます。私は子は一人で女の子です。現在は社会人になっています。あるとき子供会のお母さんの話から、いじめなどの一般的な話を聞いたことがあり、娘小3のときに、自分が「いじめ」を受けたらどうするーと聞いた事がありました。私の娘は責任感強く、ずるい事がゆるせない、でも明るく、おせっかいもする、ものごともしっかり言える子で・・・そういう子だからこそ、中にはそのような子がゆるせなく、仲間はすれにされるのと事も、他の保護者より聞いたのでお友達も大きくなるうえで、あなたが言う事(→人間成長していくときにはわかっていてもやさしくできなくする人もいるのよ⇒“ねたむ”という事を説明して)や行動がちやんとしていても、気にくわないとしていじめられるかもしれないけど・・・娘は自分がまちがっていないければ仲間はすれになってもいいと言いきりました。私も自分の子なので性格などわかっていたので、いざというときには考えておりました。少しあったある日、遊んでいると一人の子が、ある子に対して“きたない”と言い出したそうです。娘はとでもゆるせなく、その子に抗議をしたそうで、個人的にその子をずーと許せないと言っておりました。しかし“きたない”といわれた子は、仲間はすれになる事もなく、大きな問題にはならずにおさまったようで、長くなりましたが、小さい時から何が良く何が悪いか、しっかりと身につけさせる事だと思います。それには、現在の若いお母さん方にお忙しいとは思いますが、たくさん、子どもと会話することだと思います。自分の子なのでもちろん性格もよくわかると思います。小さい時からずるい事はいけなく、困っている人には手をさしのべようと親みずから実行あるのみです。子どもは見ていると思います。私はこの話が良いかどうか別として、近くの若いお母さん方と立ち話をしたときには、自分の家の話をします。ぜひ、いじめが少しでもなくなり、子どもたちがすこやかに成長していただきたい。</p>	69
117	③その他意見	<p>議会が、いじめ防止に取り組まれていることに先ず敬意を表します。 チラシ記載の意見募集項目、①～③の3点のうち、①、②は唐突で意見を申し難い。③として以下を記します。 蛇足：組織・権能など全く例示なく“責務と役割”を挙げているが、実は条例案を隠した意見聴取演技でなければ幸い。</p> <p>1. いじめの心理・意図を何と考えているか不明。 いじめは、嫉妬、僻み、劣等感、疎外感のカタルシスと小生は考えており、誰にもある人間性の暗部であることを認識せずば対策は的確を欠く。 ・いじめの主体側も、主観的には攻撃されているとの心理にある筈。その心理の深層を分析する要あり。 ・いじめの客体側には、主体側の深層心理が判らず、反撃に出る資質無くば忍従に向い次第に破局に向う。主体側に与して安住を得むとすることさえあり。 ・云うなら徳目を語っても本質的解答とは遠い。自殺は全く理解不能(桜宮高の件は家庭も敵地?)。人間や人生を考えさせること緊要。</p> <p>2. 主体側の深層心理カウンセリング 吸取紙の様に、主体側の話が聴ける人材、例えば話し手が敬意や憧憬を感じているようならベスト。 ・教員・保護者が実は嫉妬などの契機となっている場合さえあり、教員ムラにも嫉妬・いじめ、組合の掣肘があったり、これを業とする者も教本通りでしかないこと多く、人選には特段の注意とトレイス必須。 ・教や衆を待む卑怯の語を知らしむべし。</p> <p>3. 客体側のカウンセリング 不当な圧力・悪行に抗しえない敗北感、家族を心配させない為の忍従等の懊悩を聴きだす人材必須。 語ることが心理療法でもあるが対策のカギである。</p> <p>4. 対応措置 ・家庭環境、学業成績等の悩み克服価値観の語りかけ。スポーツ、手工芸(美術、音楽、造形)、モノづくりなどの奨励、誘導も効果あらむ。 ・国家安全保障に個別自衛力と集団自衛力あるようにいじめにも集団で対抗する機能があってよい。昔は年齢幅ある近隣仲間がいじめの抑止にも機能した。 ・今の個人・仮面の交友もイジメ猖獗の背景。スポーツクラブに注目したい。 ・「道徳」教科化のネタにしたい向きあるが、人生の意義を考え、知ることが最優先。 ・中学校区を意識しているようだがイジメは人間本性の一面。幼少期既に萌芽。育養従事者の研修必要。 ・教育の一部と考えるのは不適。理由：労組員たる教員の多くは、人間対応の訓練なく、ムラからの制約もあり、ジンケン所管組織の一でもある限界。 知識量を云々する程度の現下学校教育は無能。 蛇足：権利(Rights)を福沢諭吉は権理と訳した。人権は“人道”こそ原義に近い。現今列島人の理解は利権と同等。なお“権”は測ること。 ・校外でのいじめ抑止には保護者のみならず世間の目が不可欠(世間様)。校内では労組の体質が顕現。中学生の万引・恐喝などの非行はいじめ側に多く、刑事犯だが、刑罰猶予を承知している。彼らは警察署所管境界を承知して行動。非行見掛た大人も実は恐怖感で見ないふり。彼らの溜り場の巡回観察が有効。警察の協力を期待する。教委は種々の思惑で警察忌避。この件、教委所管は回避すべし。</p> <p>参考：兵庫県小野市はH19年にいじめ防止に係る条例を制定。同市の経験などを是非聴取されたい。</p>	70



118	①責務・役割	いじめ防止、啓発活動について、いじめ被害者に「強くなれ」や「がんばれ」と投げかけるのではなく、「いじめダメ!」とはっきり伝えられたら、危機感を持つと思う。学校の先生には、一人ひとり生徒を見てもらいたい。ふざけといじめの区別が曖昧なこともあって、いじめを見逃してしまうかもしれないが、何かおかしいと思ったらそのままにしないでほしい。	71
119	②具体的な取組	いじめの恐ろしさを学生にわかってもらうために、市の団体が学校と連携して、いじめ啓発プログラムを組んだら、教職員の負担が減って良いのではないか。	71
120	①責務・役割	いじめは卑怯である。絶対にしてはならないこと、命の大切さを教えこむこと。	72
121	②具体的な取組	いじめられた側に寄り添い、どうしたら守れるかに視点、対策が急がれているが、加害者を絶滅させることが何より大切で、この視点が著しく欠けている。教育委員会、学校、保護者、識者など全てにおいて、大勢でひたすら物理的に、或いは言葉でいじめることは卑怯の上でないこと、絶対にしてはならないことを声を大にして繰り返し教えこむ、刷りこむこと。これなくしてはいじめ問題は解決しない。あの数学者藤原正彦氏が「国家の品格」の中で説いている。関係者は一読の必要があると思う。又、命の尊さを先に挙げた人々が説くことも劣らず重要。先生方の雑務や会議の負担を減らし、上記ふたつのことに注力できる態勢にすることも忘れてはならない。	72
122	③その他意見	<p>1 条例を作ることにについては、反対です。たいたい、項目だけで市民に中身を想像させて意見を求めること自体おかしいことだと思います。国では自民党がいじめについての法律をつくらうとしていると報道がありましたが、いじめた児童生徒を許さず、出席停止の措置をとることが強調されていました。大津市のいじめ条例も斜め読みしましたが、なぜか、横浜市の項目とほとんど同じでした。これを提案した方は、大津市の条例の真似をしたのかと思うほどです。いずれにしても、条例を作ったあとは、現場の人間が(特に学校)頑張れ!をいう感じにみえます。そもそも、いじめの原因をどうとらえているのでしょうか?その肝心な理由や分析が述べられていません。2010年の国連権利委員会の最終所見「子どもの権利条約」に関しての文章では、日本の「社会支出がOECD平均より低いこと」「貧困が人口の約15%に達していること」「児童のための補助金と、児童の福祉および発達のための手当が一貫して整備されていないこと」など指摘しています。また「貧困状態にある児童・障害のある児童・外国籍の就学率や、学校における暴力やいじめを含む、条約がカバーするいくつかの分野に関するデータの欠如に懸念を表明する」と書かれています。これらは、大人の責任を示しています。残念なことですが、「子は宝」でみんなで見守り、地域で育てる子育てから、「自己責任」の子育てになってしまった結果のように思います。親の経済力がものを言い、少子化もあり、学力競争も見えないストレス(むかつき・イライラ)となり、弱いものいじめになってゆきます。</p> <p>2 横浜市では、人権教育の一環として、12月の人権週間でさまざまな問題を取り上げ、各学校で取り組んでいます。私も現役の時、人権担当になり、障害者の方を学校にお呼びして、話を聞いたり児童が質問したりして啓発に努めました。いじめの問題も、発達段階に合わせて、紙芝居やビデオ、資料など使いながら学校で取り組んできました。区の人権研究発表会では、実践の交流や中学校区の学校でグループを組み、話し合いました。その中で、いつも出てくるのは「1クラスの子どもの人数」「保護者の教育力の低下」「忙しさにまぎれて子ども達のつぶやきに気づきにくい」「学級崩壊」などの悩みです。年々多忙になる学校で、先生達は身を粉にして頑張っていますが、子ども達の一人一人の成長に十分責任を持っているかと言われると、不十分と言わざるを得ません。</p> <p>3 横浜市が今やるべきいじめ対策は、なによりも小学2年生まで行われた「35人学級」の推進です。指導主事の先生方に現状を聞いてみてください。貧困と家庭事情の悪化が進み、発達障害の子どもたちも6.5%と言われる1クラスの人数を減らし、先生と子ども達がゆったりと心を通わせて授業をしたり、遊んだりできる環境を作ることが1番です。おとなの社会でも40人もの人達で、じっくりとした話し合いや相談事ができるでしょうか?(続く)</p>	73

123	③その他意見	<p>4 大津市の中学校は、800人の大きな学校で、しかも文科省の道徳の指定校であったことです。先生方の多忙化は想像すればぞっとするほどです。私は、小学校の退職教員ですが幸いなことに、退職前14年間小規模校勤務でした。初任者も校務分掌は主任にならなければならないほどでしたが、職員室ではいい話も、悪い話も耳に入り、たてわり班では5、6年生をたて、低学年に対しては、お兄ちゃんお姉ちゃんの言うことを聞くんだよとさとし、みんな子ども達を育てるという一体感でまもっていました。ましてや、思春期まっただ中の中学生には、自分をのびのび出せる35人学級が必要だと思います。あの東京でさえ、来年度から中学1年生を35人にすると言いました。</p> <p>5 中学生になれば、生徒会の活動もあるので、生徒自身でいじめのアンケートを採ったり、「いじめをなくそう」キャンペーンのようなものを話し合ったり、先生方への要望(不公平はなくて、みんなの前でしかないで、授業はていねいに教えて…)を出したりして、生徒の自主的な力を伸ばすことだと思います。先生と生徒達の信頼関係ができれば、「〇〇さんがいじめられているらしい、何とかしたい」を情報も自然と入るようになるのではないのでしょうか。</p> <p>6 中学校区ごとに「中学校区いじめ防止会議」を作り、関係機関と連携するとありますが、「いじめをした」生徒は当然、警察などにも名前が知られ、マークされることになるでしょう。「いじめられた」生徒も自尊心をひどく傷つけられます。横浜市として何かするなら、「小学生のみなさんへ」「中学生のみなさんへ」、「いじめのない学校を作りましょう」というようなよびかけ文を作り、「いじめは人としてやってはいけない、はずかしいことであるとか、みなさんが安心して勉強できるように、先生方を、こういう計画で増やし、1クラス35人学級にする努力をします。」とぜひ宣言して欲しいです。</p>	73
124	③その他意見	<p>1 学校事務員を増やし、副校長に会計などの事務仕事をさせないで、担任が児童にとってプラスになる働きかけをしているかどうかを副校長が監督出来るようにしてください。</p> <p>2 いじめの加害児童の保護者がモンスターペアレントであった場合でも、いじめの事実を加害者に伝えなくて終わらせようとせず、副校長や主任も参加して伝えるように教員に指導して下さい。</p> <p>3 教育委員会に相談すると学校事務所に回されますが、担当者から、学校と保護者の関係を修復するのが自分の仕事であるという意味の事を言われました。そうではなく根本的な改善を目指して下さい。</p> <p>4 教員の中には、いじめが有った時の対応の初歩的なノウハウを知らない先生がいます。子供が先生に言い続けたら加害児童から更にいじめられることを心配しているという事に考えが及ばない先生や人権がわかっていない先生がいました。校長も公務員の社会的責任がわかっていませんでした。なぜなら母親が何度も手紙や電話で訴えていたのに取り上げず、父親から言われたらすぐに調べました。母子家庭の保護者だったらどうするのでしょうか？児童の為を考えるという理念を、基本的な常識から教員に教えて下さい。特に校長が児童の事を気にかけて、それよりも保身を重視していると、部下である先生達が追従してしまいます。この校長を〇年間も同じ小学校の校長に就かせるのはひどいと思います。</p> <p>5 うちの場合いじめの被害の為暫く欠席したかったのですが、担任から登校するように毎日言われ、うつ状態が悪化しました。なので不登校の児童がいると教員の評価が下がるシステムを絶対にやめて下さい。校長から「お母さん、転校する時の書類に正直に不登校って書いてたけど不登校では無かったわよね」と言われました(実際は連続2か月欠席しました)。正直に書いてはいけない書類が有るのでしょうか？いじめの件数や不登校児童の人数で学校を評価するのを止め、被害児童に適切なケアをしたり、加害児童に謝罪させたりカウンセリングしたら評価するシステムにしてほしいと思います。</p>	74
125	③その他意見	<p>自殺まで追い込まれるようなひどいじめがあつたりして、すごく、いたたまれない気持ちです。子供一人一人、人権を尊重してあげられるよう、今後、自殺、いじめがないよう、厳密に条例を作って頂きたいと思います。</p>	75
126	①責務・役割	<p>「責務」という言葉は市と学校だけでいいと思います。いじめ問題に対してこれまで学校や教育委員会の対応があまりにもひどかったことを考えると、責任の重さが、保護者や市民より大きいと思うからです。保護者・市民は役割に、子どもの役割は削除すべきです。もちろん子どもたち自身、指導を受け、自分たちで考えることは大事ですが、条例としてあえて「役割」と位置づけなくてもいいのではないのでしょうか。大人たちが子どもたちに安心できる環境を与えるための条例だと思うからです。</p>	76
127	②具体的な取組	<p>教師の多忙化を解消し、子どもたちに向き合う時間をもっとつくるためにも少人数の学級にすべきでは。</p>	76
128	③その他意見	<p>学校の隠ぺい体質は是非変えてほしい。ささいなことに見えても教師は「後まわし」せず、きちんと対応し、担任だけでなく、学校全教員に情報を流し、共有することが大事ではないのでしょうか。いじめが表面化した段階はかなり進行している状況だと思います。子どもの命と体と心と人権を一番に優先してほしい。いじめの子に対しても厳罰でなく立ち直れるよう教育的に指導が大事だと思います。</p>	76

129	③その他意見	このたびは意見募集をくださり、ありがとうございます。 横浜市民として子どもたちの健全な成長を願い、いくつか申し上げます。	77
130	①責務・役割	・いじめは被害者、加害者、傍観者で成り立ちます。いじめを防止する基準を全員が持ち自律的に行動できるような環境醸成が求められます。 ・いじめから子どもたちを守りたい気持ちはわかりますが責任を追及することで解決に至るわけではありません。責任を追及する前にお互いができることは何か考えていく必要があります。責務として表記してしまうことが“なかったこと”にしたいというそれぞれの立場から責任の押し付け合いになることは、過去のいじめ事例数などの報告からも反省すべき姿勢と考えます。 ・学校または第三者機関の責務として万が一起きてしまった自殺事例などには調査をきちんとすることとご遺族等必要な相手先には情報公開をすべきと考えます。その点を明記しておくことも望みます。 ・いじめでの自殺事例には遺族へのグリーフケアが必要だと考えます。	77
131	②具体的な取組	・「CAP(キャップ)子どもへの暴力防止プログラム」を生徒、教職員、保護者へ向け実施することが有効だと思います。理由は子どもたちに必要なのは予防だと考えるからです。また子どもへの教育のみでなく取り巻く人々が同じ意識を共有しておくことが有効だと考えるからです。 ・第三者機関である専門委員会にはPTAではない保護者または一般市民も構成メンバーとして入った方が良く考えます。	77
132	③その他意見	・いじめ防止対策について横浜市会として条例を制定し積極的に行動しようとする姿勢には敬意を表します。 ・ただいじめの加害者、被害者の判別はその事案の時間経過とともに流動的である場合も多く条例として制定するのはなじまないのではないかと危惧しております。 ・もし条例が制定された場合、せつかくの条例が形骸化しないために条例によって期待される効果があったか3年に一度くらいアンケート調査または意見募集を実施することを提案します。	77
133	③その他意見	私は、市内の中学校で38年間教員をつとめ退職した者です。いじめ防止の条例案を見ました。失礼ですが意気込みとはウラハラの「やりすぎ」や見当違いがあるように感じます。以下申し述べます。よろしくご検討ください。  (1)目的・基本理念・「いじめのない社会の実現」は可能と本当に考えられているのでしょうか。現実の社会は、格差がますます拡大し、しかもその固定化が進んでいます。何事も競争で、上位の者、力のある者が下位の者や弱点を持つ者を蹴落とし、有利な地位を確保して維持しようとしています。「うちの子だけは有名校に」という強迫観念にとらわれた保護者の思いを底流に、小学校中学年くらいから延々と受験競争が続くのです。テレビの画面からも人を馬鹿にする笑いや、たたいたり水をかけたりするようないじめが笑いと共に日々流されています。学校での「いじめ」の深刻化はこのような大人社会の反映と思わざるを得ません。したがって、現状の競争万能社会を肯定する姿勢と「いじめ防止」ははなから矛盾すると考えます。格差を是正し人と人が助け合う社会をめざさなければ子どもの「いじめ」を緩和させることはできないと思います。「社会全体でいじめに取り組む」ことの方角性が大事だと考えます。「子ども社会」はその影響で変わるでしょう。  (2)いじめの定義 その「程度」が書かれていないので不安です。子どもの人間関係の中では、心理的、物理的な攻撃はあるのが普通です。相互に小さな「いじめ、いじめられ」の経験をしながら、人は「痛さやつらさ」を知り、相手をおもいやる気持ちも育てていきます。この定義のままでは子ども同士を隔離して無菌状態にしなければいけなくなります。「一定の期間にわたって、過度の」などの「程度」概念を入れるべきです。	78
134	①責務・役割	この書き方が重苦しいです。「努力すること」くらいでよいのではと思います。たとえばこんなふうです。 *学校の努力すること ..どんな子ども大事にされ、安心して楽しくすごせる学級・学校をめざします。 「子どもの権利条約」の学習を深め、差別やいじめはいけなないことを知らせます。 子どもたちのようすをよく見て、いじめや差別がなくなるようにならぬよう導きます。 ※教師にゆとりと温かな気持ちがあることが不可欠です。「いじめの根絶に取り組む」では教員への過度の締め付けとなる恐れがあります。 *「保護者の責務・市民の責務・子どもの役割」はカットしてもよいと思います。	78

135	②具体的な取組	<p>* 行動計画の策定⇒大げさな計画は学校や教師のゆとりを奪い、萎縮させたりします。空疎な計画を無理やり作らせるより、教員にゆとり考えたり、楽しい計画を練る時間、子どもと過ごす時間を与えてほしいとつくづく思います。 くれぐれも、「いじめゼロ計画」などを作らせて達成度をチェックするなどはしないでください。「いじめ隠し」につながります。</p> <p>* 相談体制の整備 「子どもテレホン何とか」などすでに何種類もあり、子どもたちにカードで案内されています。「屋上屋」はやめましょう。</p> <p>* 関係機関との連携 これもすでにやられています。これらの機関で働く人の仕事をふやさないことが一番です。</p> <p>* 啓発活動 これもやられていますし、しつこくやれば上滑りするか反発さえあります。</p> <p>* 第三者機関の設置 これも無駄だと思います。</p> <p>※何だか全体としてこの取組は「監視を強めていじめを見つけ出し、大人がよってたかってやめさせる」ような感じがします。「大人のいじめ社会」の是正にこそ社会の努力をそそぐべきで、学校に必要なのはゆとりです。さらには、教員と子どもたちの取組を上げます援助です。ぜひ、小・中・高の現職の先生たちの意見を聞いてほしいと思いました。学校のいじめ問題の解決をめざしているはずなのに、教員の発想がほとんどないのは読んですぐわかります。中田前市政以来、「学校や教員がダメだからこうなるんだ」という考えから、上からの「教育改革」が次々とやられましたが、現場は苦しくなるばかりでひどい逆効果を招いています。現場の教員の判断を尊重する市政、教育行政を切に望みます。</p>	78
136	③その他意見	<p>1、条例の目的・基本理念等について(前提～意見) 教育の目的は「人格の完成」であり、思いやりのある人間を育てることです。そのためには、様々な知識や技能、情操を身につけ、互いに助け合い学び合い社会進歩をめざした活動が不可欠です。子どもの成長段階において、競争原理を学校に導入し、早期の選別・差別をすすめた教育の結果が、「詰め込み授業」「受験競争」を生み出し、学校から人間らしさを失わせました。非行・暴力・不登校が問題化され、学校五日制の完全実施とあいまって、「ゆとり」と「生きる力」をうたい文句にした学習指導要領の改訂などの「教育改革」を行いました。しかし、その途中で「低学力批判」が起こり、教科内容・時間の大幅増の現行指導要領に変更されてしまいました。それでも小中学校で1学級40人定員を35人に引き下げる国の方針が実施され始めましたが、自公政権にかわり頓挫をしまい、小学校3年生以上は、県や市町村の単独措置でしか、少人数学級は実施できなくなっています。過密学級・過密授業・かわらない受験競争、貧困による経済格差の拡大で、子どもたちのストレスはさらに増大しています。親たちの長時間過密労働や低賃金なども含め、「いじめ」が起こる原因を放置したまま、厳罰化や家庭教育への介入、被害児童・生徒と周りで見ていた子の通告義務などを条例化しても、違反者を出すばかりです。そのことを踏まえ、有効な防止対策を立てましょう。</p> <p>(条例案) 1、取り組みの基本 いじめは、いかなる形をとろうと人権侵害であり、虐待でもあることを社会全体で、自分のこととしてとらえ、次のことを取り組みの基本とする。 (1)目の前の「いじめ」から、子どもたちのかけがえない命、心身を守り抜くこと。 (2)今日の「いじめ」の深刻さを生みだした教育や社会のあり方を見直し、その改革に着手すること</p> <p>2、いじめの定義 当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの</p> <p>3、目の前のいじめから、子どもの命・心身を守り抜くための基本原則 (1)命最優先で、いじめ対応をぜったいに後まわしにしない。とりわけ、命にかかわる「いじめ」が発覚した時はただちに取り組むこと。 ・初動調査は3日以内に行うこと。 ・情報の共有(遺族・級友を含む)を行うこと。 (2)被害者の安全確保と居場所づくりをすすめる。いじめる子どもには「いじめ」をやめるまでしっかり対応し、子どもの苦悩に寄り添う。そのための教職員の配置を行う。 (3)教職員の多忙化の解消やいじめ問題の研修の保障</p> <p>4、子どもの自治的活動を重視し、いじめのおきにくい人間関係をつくる。 生徒会活動・体育祭・文化祭・球技大会・学級レクなど、子どもが主体的に行事や係活動などに取り組む中で、人間的なふれあいをし、互いを認め合う関係にするよう、教育課程を各学校の裁量でつくるようにし、必要な教職員の配置とそのほかの環境づくりをすすめる。</p> <p>5、困難なケースに対応する「いじめ防止センター」の設立</p>	79

137	①責務・役割	<p>「市の責務」に下記を追加してください。  ・いじめに関連した子育てに悩む保護者を孤立させない施策の策定  理由:保護者のサポートが必要だと考えるからです。</p> <p>「学校の責務」に下記を追加してください。  ・いじめがあったときに、いじめがあった事実を隠蔽しない。  理由:いじめの隠蔽が各地で発生しているからです。</p> <p>「子どもの役割」の下記を変更してください。  ・周囲の大人への積極的な相談  上記にある「積極的」を削除してください。  理由:子どもが積極的に相談できる環境を作るのは大人だと考えるため、子どもの役割に「積極的」という言葉は不要だと考えます。  積極的に相談できる環境を大人が作れていなければ、子どもが積極的に相談しようと考えても、相談できません。  積極的に相談できる環境を大人が作っていけば、「子どもの役割」に積極的に相談という記述がなくても、子どもは積極的に相談をすると考えます。</p> <p>下記を追加してください。  ・教育委員会の責務・役割  理由:教育に関わる教育委員会の記述がないのは問題と考えるため。</p>	80
138	②具体的な取組	<p>下記の取り組みを追加してください。  ・いじめに関する各取り組みの状況の情報公開  理由:取り組みの状況を市民に伝えてほしいからです。</p> <p>啓発活動を12月以外に6月頃も実施してください。  理由:4月の進級、進学後にいじめがあった場合、12月の啓発活動では、遅すぎるため。</p>	80
139	③その他意見	<p>・子どもや保護者の内面や価値観を管理する活動にならないようにしてください。  理由:教育基本法に定める「不当な支配」におよばないようにする必要があるため。</p> <p>・このような条例に関する意見を募集するのであれば、市議会のサイトの条例の意見募集のページに、横浜市内であったいじめやいじめの対応の良かったところ、悪かったところを明記しておくべきです。  理由:いろいろな事例を市民、市外の人に知らせた上で、意見を募集すべきと考えるからです。</p>	80
140	③その他意見	<p>意見は誠意を持って受け止めて下さるようお願いいたします。  第1に「いじめ防止条例」は作成しないで下さい。愚かなと批判される条例など作成すべきではありません。</p>	81
141	①責務・役割	<p>今まで、他市などで条例案が何回かでしたが、その末路はどうなっていますか。横浜市内でもいじめ問題は、〇区〇校での〇年生が授業中に屋上から飛びおり自殺をしているのをはじめ、〇区の浮浪者ほく殺事件など全国にも有名な事件をおこしているではありませんか。教育委員会はこの時、どんな対応をしたのでしょうか。教育行政がとった対応こそ、責務と役割を明らかにすべきです。委員会や教育委員会の責任を市民にあきらかにしていくことをせずに、市民、保護者、教員にその責任をおしつけるような条例はやるべきではありません。</p>	81
142	②具体的な取組	<p>いじめ問題を解決、もしくは激減する方法は、みなさんは、よく知っているはずですが、教育行政の各員が、子どもたちが人間として楽しく学べる環境、即ち、少人数学級で先生達と信頼関係を築く豊かな成長をめざす学びをととのえることです。今すぐ先生の増員と少人数学級を行うことです。いじめは激減しますし、経験からいっても断言できます。学校では、日常的に「いじめ問題は生き死にかかわる重大問題」として、話し合っています。それが何十年たっても出てくるのは、教育行政の打つ手のいいかげんさです。教育行政(教育委員会)は貴方達の責務と役割を明らかにする記者会見などを開き、責任を明らかにして下さい。</p>	81

143	③その他意見	いじめた事、いじめられた事、先生にいじめられた事、また先生をいじめた事のある経験者です。いじめのない子供社会を作ったからまずいじめのない大人社会を作ってください。子供は最初からいじめの方法を知ってはいません。無意識に大人から学んでいます。自分達大人を翻にあげておいて、いじめの責任を子供に押しつけるのは止めてほしい。そもそも「いじめ」という言葉に縛られ過ぎていると思います。だからいじめの存在を認めないとかいう学校から生徒に対するいじめが発生する。まず周りの大人が変わりましょう。平日頃から子供が安心できる環境を作る。相談し易い人がいるとか、この先生なら大丈夫とかいう。先生には、まんべんなく子供への声かけをしてほしい。ちょっとでも気になる事があればすぐ声をかけてほしい。「大丈夫」と答えたとしても、先生がちゃんと見てくれているという安心感は意外と大きい。加害者側でも同じ事。子供への教育としては「いじめはダメよ」ではなく「嫌な思いをしたらどうすればいいか」を教える方がよい。悪質なものに対しては法的手段も、ということまでも。リアリティがあった方が、効果有り。私は、今、心理学を学んでいて、まだかじった程度のものですが、あの時あの先生がこれを知っていたらあんな変な事にならなかったらうな、というのが勉強して思うところもあったので、先生の、子供の心理学の知識はもっとしっかりしてほしいです。あと、小学校との連携も必要だと考えます。	82
144	③その他意見	私は中学で図書ボランティアをしています。直接生徒と関わりますので子供同志の人間関係も目にします。教室に居場所がなく図書館に居場所を求めに来る子どもも少なくありません。大人しい子だけではなく、少しやんちゃな子ども図書室を居場所として求めて来ます。ずっとボランティアのそばに居る子、「イライラしてワッーとなりそうな時、図書室に来ると落ち着く」と言ってくれる子、悩みを打ち明けてくれる子、先生でもない親でもない、でも安心出来る大人がいつも学校に居る事で、子供たちが息抜きしているようです。学校の中にある図書室をもっと活用していいのではないのでしょうか。余裕を持って子供に接することの出来る大人(ボランティア)が、居ることで子供にも、先生にも余裕が出来るのではないのでしょうか。なんでもない会話が安らぎをもたらすこともあると思います。安らぎや余裕がなく、イジメをしてしまうこともあるように思います。昔の学校は、今よりもっと休み時間があったように思います。学校行事も余裕を持ってやっていたと思います。(子供は卒業して、地域ボランティアとしてお手伝いしています)	83
145	③その他意見	友だちのいない人のことを「あいつは友だちがいないんだ」などとからかったり、偏見をもつことがあります。これも、いじめ、いじめられることの芽になるのではないのでしょうか。学校時代にいじめられた経験をもつ大人を学校に招いて講演や学習会の機会を持つのはどうでしょうか。私立学校は市の教育委員会の管轄外なのではないでしょうか。私立学校でいじめがあったとき、学校外の風を通しやすくするとよいと思う。いわゆるスクールカーストと現実の生徒の学校生活をよく見る必要があると思う。自分の悩みを教師に直接言えないが書くことが好きな生徒には手書きのノートに思いを書いてもらうのもよいと思う。多くの生徒がインターネットや携帯電話を利用しているので、マナーや節度なども学習する必要がある。	84
146	③その他意見	○学校では、2学年で(2nd grade Peace to our hearts)通称、2Phという組織があります。2Phはいじめをなくすことを目標とした団体で、週に一回、放課後に集まって活動をしています。活動では、いじめほくめつに向けてのポスターの作成やメンバーを増やすための活動をしています。2Phに入るときに誓うことがあります。それは、「いじめをしない・させない・傍観者にならない」ということです。今はまだ、学年の3分の1未満ですが、これからもどんどん増やしていくべく活動をしていきます。また、1年生にもこのような活動をしてもらう予定です。また、生徒会が行っている目安箱アンケートでもいじめの近況を知るため、いじめについてのアンケートも出しています。	85
147	①責務・役割	「責務・役割」についての意見は、子どもの立場からみて、まず責務は「傍観者にならないこと」また、「思いやり」という意見ができました。また、相談する電話番号が書いてある紙については、「みず知らずの人に電話をかける勇気がない」という意見ができました。また、「積極的な相談」という役割に関しては、「相談する人がいない」という意見がありました。	85
148	③その他意見	教職員が子ども1人1人の変化や状態をきめ細かくつかめるよう、少人数学級にすることが必要だと思います。低学年だけでなく、高学年、中学校でも30～35人学級にして下さい。また、多忙化を改めるため、教職員の数を増やし、先生がもっとちゃんと子どもと向き合えるようにして下さい。いじめ防止だけを強調すると、人間以外の動物等への虐待(犬・猫・・・)にもつながりかねません。人間だけでなく、全ての命はとも大切なもの、大切にされるべきなんだという教育をして下さい。小学生に配布されている「心のノート」をもっと授業に生かすべきだと思います。	86
149	③その他意見	何よりも子どもの命が一番大切であること、このことを忘れないでほしい。	87
150	①責務・役割	・保護者の責務・・・いじめに加担しないように指導とあるが、責務とすることは問題ではないか、削除した方がよい。 ・子どもの役割・・・いじめを受けている、や事故実現への取組など、役割とするのは、子どもたちへの心のしめつけになるのではないか、削除してほしい	87
151	②具体的な取組	子どもたちが伸び伸びと学べる環境を作ることが大切だと思う。少人数学級で子ども一人一人に十分な目がゆき届く、クラス編成が必要だと思う。	87
152	①責務・役割	基本的な人権の擁護、民主主義社会の実現という基本理念をしっかりとおさえること。	88

153	②具体的な取組	「子ども110番」「かけこみ場所」を地域に作る。 学校は閉鎖的。保護者と地域は学校への監視という目線ではなく、ともに子供を育てるとして共通の意識をもって、サポート組織を作る。 子どもの居場所を地区センターやケアプラザ等を作る。	88
154	③その他意見	子どものいじめをいう前に、大人が本当に互いを尊重しあっていますか、家庭で、地域で、職場で、行政で。とてもそんな状況ではないでしょう。一方で、大人社会の生き易い状況を作ることが大切。子供は大人を見て育つ。まずは議会、教育委員会、役所、学校、社会施設から！！	88
155	③その他意見	「いじめをなくすには」 学校でのいじめを子ども・家庭の問題に狭めないで、教育行政に目を向けて反省し、改善していけば、いじめは減ると思います。見直す点を列挙します。 ①教育委員会を公選制に戻す。 ②教育基本法の改定を元に戻す。 ③君が代、日の丸の強制をやめる。 ④指導要領で教師をしばりつけない。 ⑤教師のうつ病が増加するほど教師を多忙にしない。 ⑥詰め込み教育で子ども追いつめない。 ⑦教師や職員を法律で罰せないと、条例で罰するなどの脅かしをしない。 ⑧伝統的いじめ体質を放置しないで、社会問題化して改善する。例：軍隊内、会社内、教育界 ⑨政府は消費税増税などの弱者いじめをしない。 ⑩メディアは少数政党の意見や政策も国民に知らせる 歴代政権がしっかり憲法を守り、人権意識を高め、思いやりのある政治を行ってきたかを真剣に問い直してください。	89
156	①責務・役割	・学校の責務について 教職員の心ない言葉、無関心がきっかけでいじめにつながることがあります。体罰との関連も含め、もっと、はっきりと具体的に子どもにもわかるように広めて下さい。 ・保護者の責務について 競争社会でいつも比較し苦しんでいます。同じ人はいない。違って当然なのだとということをもっと周知してほしい。大人社会の残念なことを子どもに引き継がないでほしい。 ・お互いが違いを認め、受け入れあうしくみづくりをお願いします。	90
157	③その他意見	立派な「責務・役割」を拝読しました。が、「いじめ根絶」はあり得ません。このことは議員の皆様もよくご存知のことと思います。昔、いじめはなかったのでしょうか。いいえ、ありました。差別がある限りあります。たくさんの「責務」なるものを机上で考え、それを他者にやらせる。保護者も先生方ももう手いっぱいです。あれをやれ、これをやれとお命じになる方は、それを命じられ、ますます追いつめられる側の保護者や学校現場のことを冷静にお考えください。相談窓口をたくさん作る。学校内、地域にsupport体制を整えること。それで充分です。学校現場を多忙にさせればさせるほど確実に「いじめ」は増加します。原理をお考えください。	91
158	①責務・役割	市、学校、保護者、地域社会が一体とならなければいじめを発見することはできないと思う。自分の子供だけと思わず、子どもは社会全体で育てると思うことが大切です。大切な子どもを社会で見守る。	92
159	②具体的な取組	子どもが自分で相談できる窓口の対応が必要だと思う。	92
160	③その他意見	基本理念に「いじめを許さない子ども社会の実現」とありますが、「いじめを許さない社会の実現」でなければなりません。弱者やマイノリティの人々を抑圧する政治や大人あり方を改めることが第一です。そして子どもたち一人ひとりが、自分の存在を大事に思える社会になれば、子どものいじめは無くなるでしょう。	93

161	①責務・役割	「学校の責務」は、誰もが安心して学べる学校にすることです。それには、教職員が教育委員会や上司に抑圧されず、両親を守り、子どもたちと接し、見守るための時間を十分に持てるようにしなければなりません。保護者や地域の人々はいじめが無い子どもたちを見張るのではなく、見守ること。具体的な取組は、以上のことができて、自然にいじめのない大人社会ができれば良いわけです。横浜市議会の言う「具体的な取組」は、息苦しい社会をつくるだけで、子どもたちが、自分の存在価値を自覚して、自由に伸び伸びと自分を育てていける社会とはならないでしょう。条例の作成に反対します。いじめ防止の第一は、大人が先ず反省して誰もが安心して暮らせる社会をつくることです。まして、政治に従順な人間をつくることをめざす社会科教科書を全市立中学生に押しつけていたのでは、子どもたちのいじめは無くなりません。条例をつくること自体、考え違いです。	93
162	③その他意見	「いじめ」及び「いじめをする心理」は、現日本社会の根本的な構造から生起するものである。よって、条例で「いじめをしてはいけない」「いじめ防止会議の設置」「相談窓口」「第三者委員会」等を制定しても、「いじめ」と「いじめをする心理」をなくすことはできない。政府＝国家が地方自治体をいじめ、県市が各下部組織や学校をいじめ、学校＝校長が教職員をいじめ、教職員がきまりや学校行事などで生徒・児童をいじめ、子どもたちの中で、その構造ができあがっていく。したがって、市の責務は条例などつくり、学校にたいするあらゆるしめつけ・管理・日の丸・君が代の強制などをやめることが「具体的な取組み」となる。行政(特に教育行政)における“上位下達”をいかにしてやめるか、が、いじめをなくす、“急がばまわれ”であると思料する。	94
163	①責務・役割	子どもが何故「いじめたい」という気持ちになるのかを知る必要がある。子どもは今ストレスが強くイライラしている。理由は指導要領が子どもの発達段階をむしっているため理解できない子が多く、早くから塾へ行き、子どもから遊び時間をうばっている。学校では教師が子どもと向け合うより、市へ提出する書類づくりに追われ、人事評価制度の導入で教師同志の教え合い、暖かい人間関係をこわしている。しかも学級の人数は30人前後と他国では考えられない多さ。子どもは生まれて来た時は天使。子どもがのびのびと遊び、学べる環境を市県国を挙げてとりくまない限りいじめは解決しない。	95
164	②具体的な取組	いくつかの方法は全てやらないよりやった方がいいと思う。何故かという現に子どもは苦しみ、自殺もしているのだから。私は横浜市で教師をしてきた者です。なんとかして子どもを守り、カブけたいです。	95
165	③その他意見	ニュースになるような「いじめ」は犯罪行為と言えらるものだと思いますが、そこまで気がつかれないのは、いじめられている子どもが親を心配させたくないから、親に一番気がつかれないように隠していること、少しずつエスカレートするいじめに周りが疲弊をしていること、DVのように本人が自分を責めるようになる事等が考えられると思います。「CAP」という子どもを暴力から守るために「No」と言える子を育てるためのプログラムを受けたことがあります。虐待や性犯罪から自分を守るように「安全、自信、自由」を身につけさせます。いじめも心や体への暴力です。具体的な方法として学校で取り入れて欲しいと思います。子どもには「いじめる側」にもなって欲しくありません。「CAP」は、小さいときから自分を大切にすることや自分を守る力や大人が守ってあげろという事を教えてあげられるプログラムです。子どもたちが一日のほとんどの時間を集団で過ごす学校の中で、先生が子どもと向け合い、細やかに気を配り、相談しやすい信頼関係を築くためには、先生方にも心の余裕が必要だと思います。先生をしている友人は「35人学級」を望んでいます。顔を見て教育できる人数だということです。「いじめ防止に関する条例」が最初の一步として、大人の姿勢を示せるかたちになることを望みます。よろしく願います。	96
166	③その他意見	父母等保護者並びにPTAの姿が見えて来ない。この両者が学校と一緒に、問題解決に向かい合わなければならない。事が起きると保護者は学校を非難し、学校は知らなかったと言う。事が起きて学校が説明会を開くと保護者は集まって来るが、待機者はそれ迄あった事を全く知らなかったのか、親子のコミュニケーションが行われていれば、学校での出来事が子供の口から多少はもれてくるはずですが。事が起き児童生徒にアンケートをと、色々な行為があった事が明らかになったが、どこでも受け止める所がなかったというはとても残念です。教師には何らかのサインがあったはずですが、事を知った教師はどう行動するか、学級運営を楽にする為と保身の為、いじめられている側ではなく、いじめている方につく、いじめられる側に問題があるのでいじめられる側が悪い、そういう理論の保護者や児童生徒のいい分を認めて、いじめる側に「いじめるなどはいわない、彼等彼女等に負けないように強くなれ」といった教師が40年前にいた。それでは他の児童生徒と保護者はどうしたか、ひたすら自分の身にふりかからない様じつと遠巻きにしていた。何か言えば又自分もいじめられる側になる事が分かっていたからです。PTAの役員はだんまりで話し合う事もなく対策もなく、ひたすらいじめられる側の意見を聞く事なく、教師に迷惑をかけるなど言い続けるばかりではなかったかと推測します。いじめる事はいけない事だという考えを保護者が児童生徒にいい続けなければいけないですね。このちらし、市議員のポスティングで知り、区役所からもらって来ました。横浜市の児童生徒の保護者全員に配布し、回収したのですか。未だでしたら、新学期始めに配布、始めに渡し、4月中に回収してはいかがですか。	97
167	③その他意見	近所の子どもたち(4~5人に)勉強を見ている元教員です。「いじめは絶対にあってはならない、許されてはいけない」という市の取組に賛成です。でも社会全体が大きな「いじめ」の中にあるような日本での取組みは本当に難しいと思います。	98
168	①責務・役割	「責務・役割」についてでは、「責務」ということばはきつすぎます。又、「子どもの役割」とありますが、当事者である子どもに役割を果たさせるというのはおかしいです。必要ないと思います。	98



169	②具体的な取組	「具体的な取組」ですが、40年近く教員として学校に勤務した者からすると、「いじめ」をなくすためには何よりも教師が子どもとていねいに接する時間を確保することが必要です。小学校・中学校の現場の忙しさは役所にいる方々には想像もつかないほど忙しく大変です。20名前後のクラスにしたら「いじめ」が少なくなったということも聞いています。小学生のことをあれこれして監視を強めるような条例だけではなく、ひとりひとりの子どもたちとていねいに向き合えるような体制を教師、学校現場に与えることが何よりの解決方法になると思います。	98
170	③その他意見	おとなたちが強権的にいじめを解決しても、子供たちの問題解決能力は育まれません。子供たちのなかに、注意しあい、助けあう関係づくりが、出来なければだめなので励まし、見守ることが必要です。教育予算も大事なことだと思います。教育条件をよくすれば多くの課題が解決出来ると思います。	99
171	③その他意見	いじめ、登校拒否 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人生の敗北者になり犠牲になった沢山の子供達がいる。</li> <li>・いじめは犯罪に</li> <li>・治外法権をなくす 子供達に警察署生活安全課の番号を書いた赤色のいじめ110番のカードを全員に持たせる</li> <li>・子供がいじめ110番できるようにする</li> <li>・役にたたない教育委員会をなくす</li> </ul>	100
172	③その他意見	〇区の小学校であったことです。 わが家の住んでいるところは団地です。1回、下の娘が忘れものをしたので届けにいったら担任ができてまるで「おに」のような顔で私に対応する。そして、これからは届けたりしないようにとの事。その顔を今でも忘れることはできない。 学校の行き帰り、下の娘にいつもさそいに来る子がいたが、それは親切ではなく毎日私の娘の体を「つねり」あざがついていた。 卒業式の時は、上の子は全員でなぐる、けるをされる。特に娘が悪い訳でもない。 その件を説明に教文センターに言ったが(直接行き)、逆にどうしてそういうところに行ったのかと担任にいわれ、クラス全員でいじめるよう担任が指示。そのような訳でクラス全員でいじめられていた。要は、先生というのは、いじめられて子供がこまっていく様子をおもしろおかしく見ていた！！	101